

平成16年12月1日(水曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成16年12月1日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成16年12月1日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	新潟県中越地震を視察して	災害ボランティアの受け入れ体制について 避難場所の確認と管理について	8番 石川 忠 義	市 長 市長・教育 委員長
2	第5次振興計画について	第5次振興計画の作業状況について 課題となっている事業をどのように盛り込むのか		市 長 市長・教育 委員長
3	山形盆地活断層対策について(新潟県中越地震の教訓から)	最も危険性が指摘されている断層帯周辺にある公共施設の耐震化対策について 市の情報伝達と自主防災組織について 急傾斜地崩落危険箇所の実態と対策の強化について 学校の耐震化優先度調査の進捗状況について	6番 松 田 孝	市 長 教育委員長
4	教育行政について	義務教育費国庫負担金の大幅削減に対する市長の考え方について 市内各小中学校から出されている要望に対する対応について 児童・生徒の防犯対策について	16番 佐藤 暘子	市 長 教育委員長
5	保育行政について	保育所待機児童の現状について 民間幼児施設との協力・共同の子育てについて		市 長
6	行政一般について	行財政改革の視点と課題について 台風などによる自然災害と最上川寒河江緑地整備事業について 市長在職20年を総括して自己評価と反省点について	18番 内 藤 明	市 長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされますよう御要望いたします。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある諸課題に対し質問を行いますので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

その前に、先月11月1日、本市市制施行50周年記念事業を挙行され、その中で市長は、寒河江市は今、地方の新時代の中、景観の歴史、文化の融合した麗しい気品の漂うまちづくりに向け、新たなスタートを切った。私たちは、先人の幾多の業績をたたえつつ、さらなる市勢発展を誓うと格調高い式辞を述べました。また、50周年記念として、寒河江ギボウシを市の緑と決め、全国から歌詞を公募して市民歌も制定いたしました。駅前のみこし公園には、モニュメントフォルツァも完成し、これからの寒河江市は、市民歌にもうたわれておりますように、あしたに夢と希望が持てる明るいまちづくりを、西村山の中核都市として21世紀に羽ばたく目標を掲げていただきました。全市民挙げて感動したところであります。ありがとうございました。

さて、通告番号1番、新潟県中越地震を視察してを御質問いたします。

新潟県中越地震の発生から1カ月が過ぎ、死者40人、重軽傷者約2,860人に上り、家屋被害は約5万1,500棟、うち全壊家屋が約2,500棟と報道されております。冬を前に仮設住宅建設や住宅再建が早急に望まれております。10年前の阪神淡路大地震も、非常に類のない大きな被害だったわけですが、今回は隣県の新潟県ということで、対岸の火事では済まされない感情を多くの市民がお持ちになり、多くの義援金、救援物資が提供されたと報道されました。

さて、私ども緑政会の若手議員の方から、ぜひボランティアで、何らかの形で被害者のお役に立ちたいと、この目で現地を視察して勉強させてもらいたいとの声があり、緊急会議を開いて、全員一致で11月10日、11日の2日間の日程で実施することといたしました。

新潟県災害ボランティア本部、社会福祉協議会、ボランティアセンターにいろいろ問い合わせ御指導をいただきました。その時期はまだ余震が続いており、出発した11月10日の早朝も震度5強の余震が起き、後片づけとかの復興支援は危険が多くあるので、まだ実施の段階ではないとのこととございました。それでは、何か焚き出しでもしてはどうか、だんだん寒さが増している中で、温かい食べ物はどうかとの話し合いで、いも煮を300食分を出すことにいたしました。それから、寒河江名物玉こんにゃく1,000個等々準備することにしました。

それに先立ちまして、関連担当者の方に大変御苦労をしていただき、また職員の方が県の方に出向いて、私どもの救援車両を、山形県の緊急車両第1号の証明書としていただけてくれたこととあります。この証明書がありますと、高速道路は無料になりますし、被災地にも入れます。いろいろの御支援を受けた中で、11月10日午前6時、市役所前を出発。新発田より北陸自動車道に入り、関越自動車道に入ったとたん、車が上下に揺れ、周りを見ますと道路が波打ち、辺りの景色が一変した状態がありました。

11時過ぎ、小千谷市に着き、すぐ市内の視察に入りました。まず、目にしたのは全壊した建物、傾きかけた建物、道路の損壊したところ、これは大変な震災だなと直観いたしました。手続きを済ませ、小千谷市の稲荷町町内会に入りました。この地域は、140戸から150戸ぐらいの町内会だそうですとございますが、山崎町会長さんにあいさつし、今晚の打ち合わせをして寸時を惜しんで食事は早々に済ませ、現地視察に入りました。

平成町は、ちょうど稲荷町と接した地域で、この地域の被害が大きいということで視察しました。そこは、丘陵地帯で、ちょうど稲荷町はその真上にあるわけでございますけれども、その平成町の丘陵のがけがほとんど崩れており、川は土砂で埋まり、ほとんどの家が傾いた状態でございました。その中で、住んでいる御老人

の方がぼつんと言っていたのを今も忘れることはできません。私のような年輩者は、どこにも行けん。たとえこの家が崩れて命が絶たれても本懐だと言っておりました。返す言葉もありませんでした。一角にあったお墓も、見る影もなく崩壊しており、歴史のあるお寺、鐘つき堂も見るも無残な姿でありました。

私どもは、もっともっと視察をしたかったわけですが、意を新たにして3時近くから炊き出しの準備にかかりました。前日に手分けして準備をほとんどしておりましたので、順調に進んだ中、午後4時ごろから地域の奥さん、おばあちゃん、子供たちが顔を見せるようになり、私どもにもいろいろと話をかけられるようになりました。子供たちはどんなものができるのかなという興味津々の顔をしておりました。また、若い奥様は、山形のこと、寒河江のさくらんぼのこと等、ありったけの思いを話してくれました。また、あるおばあちゃんは、今自分たちはお世話になっているが、今度例えば寒河江市が何らかの災害にあった場合は、一番早く行って助けてやるからねと言われたときは、我々も感涙いたしました。

午後5時30分、稲荷町の山崎町会長のあいさつの後、一斉にいも煮を配らせてもらいました。最初は、こちらの用意した器にと思っていたのですが、皆さんがこれまでそういうときにはなべなんかを持ってきたとのことで、なべを持参したので家族の人数をお聞きしながら、それ相当のいも煮をよそって差し上げました。何回もおかわりに来る人もおり、心より応じて上げました。たとえお世辞でも、おいしいおいしいと言ってくれたことが最高の喜びです。それに寒河江の玉こんにゃく。せんべいの提供もありましたので、それも配らせていただきました。

300食分用意させていただいたのですが、6時30分にはきれいになりました。雨も降らずに奉仕させていただきありがたく思っております。

また、このボランティア活動にも大変協力して下さった企業に対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

私ども、緑政会は、今後とも近隣で発生した災害に対し、ボランティアを続けるつもりですが、本市にはその窓口になるところが現在ございません。物、金銭の支援はもちろん大切です。しかし、ボランティアは被災地の人に勇気と希望を与えてくれます。本市にも、災害ボランティアを志している市民も多くいることと思います。災害ボランティアの受け入れ窓口をぜひ設置していただきたいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、今春、全戸に我が家の防災ハンドブックが配布されました。大変詳しくわかりやすく明記してあります。その中に、避難所一覧が記載されております。先月ある会議があり、中越地震の話が出ました。その中で、本市の避難場所はどこかとなったとき、出席者だれもが完全には承知しておりませんでした。その一覧を見ますと、小学校、中学校、高等学校、文化センター、保育所等、特に公共施設が避難場所になっております。もう一度、周知徹底するためにも、市報等を通じて広報活動をすべきと思います。

また、小中高校、保育所、文化センター等、夜間施設なされておりますが、万一の場合、どのように指導管理しておるのか。市長及び教育委員長にお伺いいたします。

次に、通告番号2番、第5次振興計画についてお伺いいたします。

第4次振興計画も残すところ平成17年、1年のみとなりました。計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画とからなっております。

第3次振興計画は、情報に強いカラフルな都市寒河江の建設に向けて、定住と交流をテーマにしたまちづくりを行い、県内陸部の中核都市として着実に発展してまいりました。

第4次振興計画は、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江が本計画の将来都市像であり、花と緑せせらぎで彩る寒河江をキャッチフレーズに、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりを進める中で、せせらぎ宣言もいたしました。

このことは、佐藤市政20年の骨格であり、本市繁栄の基礎であります。その結果、内閣総理大臣賞を初め、たくさんの賞をいただきました。平成14年には、県都を離れて、第19回全国都市緑化やまがたフェアINさが

えが開催され、大成功に終わり、これらの事業は市民一人一人の感受性が促された結果であります。また、花・緑・せせらぎ課も新設され、その事業を継承しております。それらのことが、市民の中にますますその意義が浸透するようになりました。また、福祉、医療、介護の充実にも他自治体に劣らない成果を上げております。工業団地におきましても、オーダーメイド方式による企業誘致による優良企業が86社にも上りました。

来年6月には、埼玉県所沢市に本社を構える株式会社フジミの誘致に成功いたしました。年に一、二社の誘致に成功しております。この会社は、自動車部品メーカーで、2005年6月操業予定だそうでございますが、まず50人ぐらいの雇用が見込まれております。今後、3年ぐらいの間に、長野、所沢、現在120名の天童工場を閉鎖して、寒河江工場に集約する予定だそうでございます。この厳しい状況のときに本市の工業団地に来てくれるとは、いかに工業団地の立地条件がよいか、これも佐藤市長の手腕であります。

現在、工業団地には3,300人の社員がおり、県内でも有数の工業団地に育ちました。河北町からは240名、西川町150名、大江町280名、朝日町140名、山形350名、天童220名、地元1,400名、その他となっておりますが、西村山の4町だけでも810人の社員を受け入れている大工業団地であります。このことだけでも、西村山の中核都市と言えるのではないのでしょうか。佐藤市政20年の功績が着実に実を結びました。これこそ、本市は独自の活路を見出し、地方分権にふさわしい民主主義、資本主義の道を一步一步市民とともに歩んでまいりました。

そこで、第5次振興計画をただいま検討中と思いますが、どのような作業状況が進捗状況を市長にお伺いいたします。

次に、今課題になっている中学校給食問題があります。平成4年8月に中学校給食検討委員会を設立して、平成7年1月までの間、約2年半をかけて検討を重ね、当時は中学校の完全給食実施には、現在のところ差し迫った必要性は見当たらない。よって、寒河江市立中学校において、完全給食は実施しないとの結論に達しております。昭和40年醍醐小学校改築、落成以来、これまで約40年間の間、11の小学校、附属する保育園、三つの中学校の新築を成し遂げました。御案内のとおり、平成16年度で醍醐小学校の改築移転工事は全部終了いたします。

私は、古さの中に新しい感覚を持ち合わせている人間と自負しております。中学校給食についても、学校教育、家庭教育上のことはもちろん理解の上ですが、よく言われております親子のきずな、愛情弁当が本当に大切であると考えている1人です。三つの中学校では、全国的にも例を見ないぐらいに落ち着いた学校生活を送っております。しかし、給食検討委員会の実施から、十有余年がたった現在、時代は大きく変遷を遂げ、少子高齢化に加え、核家族の進展、夫婦共稼ぎ世帯の増加等、大きく社会構造が変化しました。このような時代にあって、子育て世代のお母さん方のことを考えますと、住民の社会ニーズにこたえるため、教育の中の一環としての中学校給食というものを、新たな視点に立って考えてみるべき時期ではないかと思われま。

そこで御提案ですが、世の中が変わってきた今、時代の要請を確認する意味において、新たに中学校給食の検討委員会を設立して、住民の意見を十分にくみ上げてみてはと考えます。さらには、結果いかんによって第5次振興計画に盛り込んでいくべきと思います。

政治はタイミングの芸術と言われております。市長と教育委員長に御所見をお伺いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、新潟県中越地震を視察しての御質問にお答えします。

御案内のとおり、本年は10回の台風上陸や度重なる集中豪雨など、これまでにない災害の多い年となりましたが、特に10月23日に発生した新潟県中越地震につきましては、マグニチュード 6.8で震度7という阪神大震災以来の大地震となり、電気水道のほか、交通網や通信網など、多くのライフラインが寸断され、家屋倒壊や大規模土砂災害等により、全住民避難の自治体が出るなど、未曾有の大惨事となりました。

本市の皆様からも、多くの義援金や支援物資が届けられ、議員有志の皆様も新潟県小千谷市において、いも煮の炊き出し支援を行ってこられたわけですが、これら支援活動に深く敬意と感謝を申しあげますとともに、犠牲となられた方々や多くの被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申しあげます。また、一日も早い生活の立て直し、町の復興に頑張りたいと思っております。

さて、他地域での災害に対するボランティア活動の希望があった場合の受け入れ窓口が必要ではないかとの御質問であります。ボランティアについては阪神大震災後、その受け入れを円滑に行い、効果的な活動ができるよう被災地自治体においてボランティア支援センターを立ち上げ、このセンターで直接受け付け登録をするとともに、社会福祉協議会が中心となり、その指示により各ボランティアの振り分け、調整を行うことになっております。

このたびの地震においても、そのような体制で実施されたようでございます。その理由は、災害発生直後と時間経過後では必要な支援の内容が異なり、しかも時間とともに変化していくためであり、またどこでどんな支援がどのくらい必要などの詳細な情報は、被災地でなければわからないからであります。受け付け場所も1カ所ではなく、避難所付近や駅前など、避難者の多いところや、移動に便利な場所に設置されることとなります。そのため、ボランティア活動に関する情報収集や問い合わせについては、被災地に対して行うのが原則であると考えております。しかし、何の情報も持ち合わせないボランティア希望者が、どうすればスムーズにボランティア活動に入れるのかわからないのは当然であり、情報のないまま被災地に乗り込むのもちゅうちょするのではないかと思います。

今回の例を踏まえまして、市といたしましては大きな災害が起きた場合、その都度災害復興ボランティア窓口を設置いたしまして、問い合わせやボランティア活動の申し出があった場合は、県の担当課や、被災地からの情報などを収集しながら、ボランティア希望者に情報を提供してまいりたいと思っております。

次に、本市の災害時における避難場所の周知についてお答え申し上げます。

御案内のとおり、本市では、昨年度寒河江市地域防災計画を全面的に見直しまして、新たな計画を策定したところでございますが、避難場所については従来の小中学校など、屋内避難所に加え、各地区の公園についても避難所として指定し、48カ所にふやしております。指定避難所の市民に対する周知につきましては、御質問にありましたように、本年4月に作成、全戸配布したわがやの防災ハンドブックに一覧表を掲げ周知したところでございます。

平常時における家庭での安全点検や、災害時の対処方法なども記載されておりますので、目につきやすい場所に置いて、折に触れ目を通していただきながら災害に備えていただきたいと考えております。市報等により、さらに広報すべきとこのことですが、現在12月20日号の市報から、防災に関する知識、情報等の記事をシリーズ化して掲載し、広報啓発していくよう準備しているところであり、避難所についても周知徹底を図ってまいります。

消防団や自主防災組織等においても、家庭での防災対策を地域内で指導できるよう、研修を実施してまいりたいと考えております。

夜間の災害発生等により、緊急に避難場所として保育所を開放する場合の対応についてでございますが、緊急連絡網により所長などに連絡をとり、各保育所に出動させ、開錠をするか、あるいは警備会社に連絡し、職員立ち会いのもと開錠することによりまして、施設の使用ができるようになっております。今後も非常事態に即応できるよう、日ごろの打ち合わせを密にし、また訓練等の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、第5次振興計画の作業状況、進捗状況についてお答えいたします。

地方自治法により、市町村は議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることになっております。このことにより、これまで新第3次振興計画、そして第4次振興計画を策定し、着実に事業を進め、市民とともに活力あるまちづくりを実践してきたところであります。

第5次振興計画策定の進捗状況についてでございますが、現在の第4次振興計画は17年度で終了することから、第5次の振興計画は、今年度と来年度の2カ年で策定作業を進めているところでございます。第5次振興計画は、平成18年度からの10カ年のまちづくりの基本構想及び基本計画を定めるものでありますが、その策定に当たっては、7月1日に寒河江市振興計画策定の組織に関する要綱を改正いたしまして、策定会議のもとに策定委員会、幹事会と三つの専門部会を設置したところであります。これまで6回の部会と幹事会を1回開催し、第4次振興計画の進捗状況把握と分析、課題整理を行うとともに、第5次振興計画の骨格の検討を行っているところでございます。

今後、基本構想の原案を策定し、振興審議会に諮問し、調査審議していただくとともに、振興審議会から答申をいただいた後に議決いただき、さらに基本計画についても振興審議会への諮問、答申を経て議会に報告し、平成18年3月まで第5次振興計画を策定していくこととなります。

次に、課題となっている事業をどのように盛り込むかという御質問でございます。特に、学校給食の検討委員会の設置というような御質問でございます。

地方公共団体の行政事務を管理執行する機関としましては、法に基づき長及び教育委員会、選挙管理委員会などが設置されているわけでございます。この地方公共団体の執行機関の組織は、地方公共団体の長の所轄のもとに、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有するものでありまして、学校給食に関する件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の所掌事務であります。15年12月の定例会において、私市長に対して学校給食に関する質問がありました。

中学校給食については、平成4年に検討委員会が設置され、2年半もの期間をかけて検討を重ねた上で方針が決定されたものでありますので、教育委員会の方針を尊重し、本市では現行方式により行うべきものと考えたと答弁したところでございます。

議員がおっしゃるように、本市の中学校給食について、検討委員会において検討されて以来、もう12年も経過しており、当時と比べて家族形態の変化、核家族、単独世帯の増、さらには厳しい経済情勢下にあって共働きの増加、就業時間帯の多様化など、社会は大きく変わってきております。また、近年、青少年が引き起こす凶悪事件や家庭内の殺傷事件を数多く耳にするようになり、また非行なども低年齢化しており、人と人とのかわりが家庭内においても薄れ、社会性や自制心がはぐくまれているのではないかと考えております。

教育環境につきましても、少子化に伴う生徒数の減少、週休2日制の実施、ゆとり教育から学力向上への転換の論議など、大きな変化を遂げております。新たに中学校給食の検討委員会を設置してはどうかという御質問ですが、中学校給食については、これら社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上で、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っております。

そこで、中学校の給食の今後について、広い立場、総合的見地から議論する場を学校給食を所掌する教育委員会に設け、十分調査検討してはいかかと思っております。そして、その審議経過、検討内容について、十分情報を提供し、中学校給食について広く意見をいただき、それを踏まえて実施するか否かの結論を出してはいかかと思っております。

また、議員は中学校教育を第5次振興計画に織り込むべきとのことですが、中学校給食については、

時代の変化や新たな教育目標、課題を踏まえた上で、十分に議論していただきたいと思っており、教育委員会の結論が出た時点で検討していきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

避難場所の確認と管理についてお答えいたします。

小中学校とすべての教育施設の災害時の対応について申し上げます。

校舎やグラウンドなどについて各種警報が発令された場合や、震度3以上の報道があったときは、児童生徒の避難状況及び学校施設を速やかに点検の上、被害の有無を教育委員会に報告するように指導しております。地域住民の避難所確保の点からいえば、夜間、休日等につきましても、災害発生時には校長を初め職員が学校に参集し、学校長の指示のもと、避難施設となる体育館などの安全を直ちに確認した上で避難誘導することとしております。

しかしながら、山間部にある学校については、道路被害により被災直後の職員の参集が難しい場合も考えられますので、町会長等に学校の合いかぎを預けておくことも検討していきたいと考えております。

次に、中学校給食の検討委員会を設置してはどうかということではありますが、教育委員会としての中学校給食についての基本的な考え方は、これまでも定例会の中で申し上げてきたところであり、その方針は今も変わっていないところであります。つまり、社会が変化している今、さらに子供たちの変容が心配される現在であるだけに、精神的にも身体的にも自立期にある中学生にとって、人と人とのかかわり合いの大切さを学び、みずからの食を自分の目で見て、ときにはみずからの手で作るなどの体験が、自立的主体的に生きる力を養うための大切な機会であると考えからであります。

しかし、これも今までたびたびお答えしていることではありますが、一般的にさまざまな教育課題について、いろいろな情報を収集したり、広く意見を聞いたりする場は常に設けておりますし、今後も広範囲な教育課題についての考えをお聞きする機会を設け、研究していくという考えは変わっておりません。

現在、国において、地方の役割と責任の明確化を目的とした三位一体改革が具体化しようとしておりますし、県でも第5次教育振興計画をいよいよスタートさせようとしております。そういうときでもありますので、殊学校教育に限らず教育全般についてどうあればよいかなど、広く知恵を出し合いながら、寒河江市の教育のあるべき姿を描いていく必要はあると認識しております。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、2問に入らせていただきます。

まず、第1問の中で質問した内容でございますけれども、我々初めて中越地震の現地に、議員として緑政会が行ったわけですが、非常に見ると聞くでは全く違うというのが第一印象でございました。あのくらい報道されて、当然淡路のあれもあったわけですが、10年たった今、その間いろいろな災害があったわけですが、地震という大地が隆起するというようなことも、初めて現地に行って目の当たりに見たわけですが、町に入って全壊している建物を見ますと、やはり古い建物がほとんど全壊と。それで、基礎がしっかりしている建物は余り影響は受けないのかなと。1981年に耐震化基準の法制化が改正されたわけですが、やはりそれ以前の建築法に従って建てた建物は、やはり傾くなりそういうふうな現状が多かったのかなというふうに思われます。

本当に、現地に入ってお気の毒さまという言葉以外には見つからなかったわけですが、中を視察したことを一部申し上げますと、新潟県、非常に豪雪地帯ということで、小千谷市の平成町、稲荷町のものを見た限りでは、流雪溝とか消雪設備が、至るところに整備がなっている。それが今回の地震で、ほとんどそういう設備が壊れたというようなことで、3メートル近い雪が今でも降るそうでございますけれども、今までは除雪なんか、そういう消雪設備のおかげでしたときがないと。屋根の雪もおろしてすぐ流雪溝に流すというような、非常に雪国ならではの設備があったということが、逆にこれが壊れたということで、ことしの冬はちょっと修理が間に合わないだろうというようなことで、何とかこの件についても被災者はしてほしいというような悲痛な訴えをしておったようでございます。

本市におきましても、避難場所等のそういう徹底した広報活動も12月20日号でやるというような話でございますが、やはりそういうことがあっても、やはりうちのところは大丈夫だというようなことで、長年この寒河江地域は、寒河江川の堤防の決壊等が昔ありましたけれども、現在はほとんどそういう災害がない。大きい災害がないということでありますけれども、やはりこれ、いつ何時そういう地震とか、風水害が来るかわかりません。やはり常日ごろ市民の皆さんに定期的に啓蒙する機会をとっていただきたい。

また、前後しますけれども、我々第1問でも申し上げたとおり、これから隣県近くであった場合、市民の方にもお願いした中で、ボランティア活動を続けていきたいなと思っております。ぜひ、そういう窓口をできましたら設置していただきまして、多くの市民の方がそういう災害について考える場所、不幸なところに行って考えるということとは不謹慎なことですが、万が一あった場合に、市民が自分のところに起きたらどうしようかということが行政で指導することはもちろんですが、我々一人一人市民がそういう考えを持てるように、何とか窓口をつくっていただきたいというようなことでお願いしたわけでございます。

また、水道事業部の方でもいろいろ要請がございまして、いち早く給水車を持って現地に行ったと聞いております。本当に御苦労さまでございました。職員の方もそういう災害という現場をやはり担当者と申しますか、防災に関する職員の方を、やはり視察というような関係から出すのか、ボランティアという関係から出すのか私はわかりませんが、やはりそういう現場をしっかり見ていただいて、本市で起きた場合それに対応するような考え方を持っていただくということも必要ではないかと思っておりますけれども、市長の御見解をこれについてお願いしたいと思います。

それから、学校給食、第5次振興計画、市長の答弁をお聞きしますと、策定会議等を開きまして三つの専門部会を開きまして、骨格を今検討しているというようなことで、着々と第5次振興計画の策定の準備に入っているところで、心強く思ったところでございます。ぜひ今後寒河江市の将来像、10年間を見据えたしっかりした第5次振興計画をつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

また、給食問題でございますけれども、市長は中学校の給食について、現行の方式から10年も経過したと。

また、社会情勢では家族の形態の変化とかいろいろなものの変化があると。また、生徒の減少や週休2日制の実施等によって、教育環境も変化しておるということをはるる言っておりますけれども、これらの変化を踏まえた上で、中学校給食について議論する場を教育委員会に設けたとの答弁ではございますが、特に生徒を持つ親としては、大きな関心事であると思われる中学校の給食問題について、地方自治体の長として、ただ調査の必要性を思うだけではなく、教育委員長もその必要性は今認めておるようでございます。教育委員会に検討する場の設置について働きかけるべきだと思いますけれども、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

また、今市長の答弁が、中学校の給食の結論を得てから10年もたったというようなことではございますが、教育委員長も中学校給食については新たに検討する必要があると言っており、たゞいまの教育委員長の答弁も、機会を設けて研究していくという考えは変わっておりませんということでありましたので、早急に中学校給食を検討する場を設けるべきだと思いますので、いつごろからその検討に入る考えであるのかお聞きしたいと思います。

以上で2問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 災害関係でございますが、窓口とか広報について、万全の体制をとっておくべきではないかという質問でございますが、第1問でも答弁したとおり、それらについてはさきに申しあげたような体制でいきたいと、このように思っております。

それから、水道事業所等の関連するところの職員のことでございますけれども、これにつきましても、やはり非常事態になった場合の組織とか、あるいは連絡方法とか、そういうものについてはしかるべく十分に整えておりますので、それらを非常時の際には十分に動かすというようにしてまいりたいと、これまで以上にしてまいりたいと、このように思っております。

それから、中学校の給食についての調査検討というようなことについてでございますけれども、私、第1問の答弁の中におきまして、思うというようなことを言っているわけでございますけれども、そういう中には、やっていただきたいと、あるいは設置して検討していただきたいという意味を込めておりますので、教育委員会の方にも私のその気持ちを伝え、要請してまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 先ほども申しあげましたが、いろいろ世の中が変化しておりますので、三位一体改革等も含めて、本市の教育のあるべき姿について、長期的展望に立って検討していかなければならないというふうに思っております。このため、いろいろなより広い立場から知恵を出し合って議論を尽くさなければならぬというふうに考えておりますので、やはり短時間では終わらないのではないかとこのように思っております。

今のところ検討する時期については決定しておりません。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 3問に入らせていただきます。

地震については、いろいろ今後検討するというところでございますけれども、先ほど私2問で、職員の方のいわゆる現地視察、その答弁がなかったものですので、それについて市長の答弁をわかる範囲で、急に言われてあれですけれどもお願いしたいと思います。

また、給食問題については、本当に市民の方ごらんのとおり、教育委員会の方で検討委員会を設置して、当時5名の皆さんでいろいろ論議していただいて結果が出たと。2年半というのは、私は非常に慎重審議したという、そういう期間については納得もしますけれども、こういう現在のスピードのある時代に、たとえ検討委員会を設立してやって、これから2年半もかけて結論を出すというものはいかなものかなと。やはりこういう時代の変遷もいろいろあったわけです。教育というものは10年、20年で変えるべきでないということは私、わかっております。教育基本法も昭和22年に立ってから60年にならんとしてはいますけれども、まだ変えるなという人もいますし、変えろという人もいますし、これはいろいろ教育というのはそういう長いスパンにわたった教育方針を持つということを私もわかってはいますが、この給食問題については、やはり市民が10年前の考え方と今の考え方ではどう違うのか。どういうことを要求しているのかということ、やはり戻して考えてみる必要があると私は思うわけです。やはり市民の総意でこれを結論していただくということも、前回同様、私は慎重に審議してもらって、尊重すべきというふうに私は思っております。

そういうことで、なるだけ第1問でも申しあげましたとおり、その検討委員会を早くつくってもらって、それで第5次振興計画の方に入れてもらうべくお願いをしまして、3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の中越地震におきましては、広域消防の方からも応援に行っておりますし、うちの水道職員も行っております。ですが、視察ということは行っておりません。ですけども、どのような形で今後お手伝いできるかどうかというようなものも、向こうの状況というようなものを十分連絡をとりながら、そしてもしも万が一当地方で災害が起きたような場合のいろいろ勉強になるかと思っておりますので、時間を割けるようにしまして、視察できるならば視察させたいと、このように思っておりますのでございます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 先ほど、委員長の方からお答えしたとおりであります。寒河江市の教育の中を見渡して、さまざま課題がありますし、全国的にも課題になっております。そういったものをどう将来、寒河江市を担う子供たちが、それだけではなくて寒河江市というものをつくっている私たちが考えるべきなのかということ、いわば寒河江市の教育のあるべき姿というふうに委員長がお答え申しあげましたけれども、それをとらえていくべきであろうというふうに思います。学校教育、もちろんです。今、学力とゆとり、生きる力というようなことが言葉だけ一人歩きしているように思いますし、議論が言葉の上の議論になっているようにさえ思います。

それから、私たち一人一人は生きがい、創造ということが大きな課題になっておりますし、今までの定例会においても何回も出てきました家庭の教育力、地域の教育力とは一体何なんだということに、私はさまざまな切り口をみんなで探しましょうやと。殊学校教育や教育というふうな言葉でくくれないものがあるのではないかとということで、知恵を出していただきたいということをお願いしてまいりました。私は、今これから取り組もうとするのが、その知恵を出し合っていただく場だというふうに考えております。

そして殊学校教育というか、中学校だけではなくて、給食にかかわるならば、広く食育だというとらえ方をします。育という言葉がきますとすぐ教育ととらえがちなのが私たちだろうと、私を含めてですが、思います。しかし、これは食事というものを介して、一人の人間を、人間性を、地域をつくろうというのが本旨だろうと思います。したがって、中学校における、あるいは小学校における食育は何なんだと。食育の中の給食はどういう役割をしているのかということも含めて、総合的な見地からやはり検討の必要があるだろう。そういう意味で委員長の答弁になりましたことを御理解いただきたいとします。以上です。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある課題に関心を寄せている多くの市民の声を踏まえて、市長並びに教育委員長に御質問いたします。

通告番号3番について、去る10月23日、土曜日の穏やかな夕暮れを襲った突然の地震は、私たちに大きな衝撃を与えました。この巨大な揺れは隣県である新潟県中越地域が震源で、最大マグニチュード6.8と観測されました。その周辺の60余りの市町村では、時間が進むにつれ、その被害は私たちの想像をはるかに超える非常事態となりました。特に、山古志村などでは地震による土砂崩れが発生したことで、住宅は押しつぶされ、さらには農地の崩壊、道路の消失や川が土石でせきとめられるなど、村全体が壊滅的な被害を受けています。この農村集落の大惨事は、同様の農村部に暮らす私たちに大きな衝撃を与えています。

今回の被害は、11月23日付で死者40名、負傷者2,858名、住宅の全壊が2,030戸、住宅の大規模半壊が281棟、半壊が4,150棟、一部損壊4万1,896棟で、合計で4万8,357棟が被害を受けたことで、三日後の10月26日には10万3,000余りの方が避難されたそうです。一方で、民間の建築構造物と違い、高度な設計管理のもとに建設された公共の建物であっても1万451棟が被害を受けています。

今回の地震は、間もなく10年を迎える阪神大震災と同じ直下型で、震源が浅かったことで、マグニチュードであらわす規模にも増して地表面での瞬間的な揺れは極めて強く、阪神大震災を超えたと言われております。地震発生時の破壊開始は深さ13キロで、破壊はそこから浅い方向に向かって北東に進み、その揺れが大きくなったものと考えられております。

専門家は、メカニズムは逆断層型の地震であり、二つの節面のどちらが断層面か判断がつかないと言っております。さらに新たな未発見の活断層が伏在していた可能性もあったといえます。未知の断層帯が引き起こしたとされる今回の地震について、山野井 徹山大理学部教授、長谷見晶子同教授も、本県でも同様の直下型地震が起こり得ると改めて指摘をしております。また、被害状況の分析では、震源地の真上よりもその周辺で地質、地盤が弱い地域で、建物の倒壊など、被害が多く発生したと言われております。

これらの教訓から、寒河江市にも山形盆地断層帯があると発表され、おおよその活断層の位置も確認されていることから、特にその周辺にある市庁舎、文化センター、西根小学校などは早急に耐震調査を実施すべきであり、建築当時は断層帯の存在もわからないままに建設されたこともあって、大変疑問視されております。大勢の市民が利用するこれらの施設は、常に安心して利用可能な施設でなければなりません。管理者は、建築基準法が定めている第1条国民の生命、健康及び財産の保護が根幹の目的ということを忘れず、特に公共施設は高い基準を保つように努力を図るべきです。

これらの施設の耐震化対策については、9月議会で市長は、学校施設の耐震化対策が終了後考えると答弁をしております。しかし、新潟中越地震の教訓から、特に老朽化や耐震化対策が施されていなかった建物が被害を受けています。旧基準法で建築された建物は、現行では当然問題のある建物であることを指摘し、国は改善を求めています。この建築基準法には罰則はありませんが、施設管理者として安全性に欠ける、疑問視されている建物については、耐震調査を初め早急な対策を検討すべきと考えますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

次に、情報伝達と自主防災組織について。

このたびの地震の教訓から、地震発生直後の混乱で、防災機関の被害、道路などのライフラインが寸断されたことで、防災機関などが適切に対応できなかったこと。さらには山間地域の災害現場での孤立化などで、初

期の災害活動に大きな支障を来しました。災害直後の避難誘導や、救助などの混乱の回避を図るために、改めて住民が連携し、行動できる自主防災組織の組織化と育成が極めて重要であると痛感いたしました。

これらの課題については、9月議会で答弁を受けていますが、改めて災害時の受け皿となる自主防災組織の育成、指導を本格的に進めていくべきと考えますが、市長に改めて見解を伺います。

さらに、予期せぬ災害に見舞われたとき、私たちは最初に、瞬間的に通信手段を利用して、情報を伝える。ところが、阪神大震災や今回の新潟中越地震などの災害時には、電話、携帯電話などは全く通話不能となり、また今回のように道路を初めとするライフラインが寸断されたことで、孤立化した集落に対する情報伝達手段も深刻な課題ではないかと思っております。

これらの課題について、当局はどのような問題を抱えているのか、お伺いをいたします。

次に、災害時の重要課題の調査で、寒河江市は、最も重視すべきは情報伝達体制であると答えております。新潟中越地震を踏まえて、一刻を争う災害現場で犠牲者を出さないために、住民の協力を得て情報伝達体制の強化を図ることが最も必要と考えますが、これらの体制づくりについて見解をお伺いいたします。

次に、災害発生の場合、住民が差し当たり困るのは、食糧、飲料水、住居の確保、被害対策の情報などであり、その条件を一刻も早く整えなければならないと考えております。

今回の地震で、難を逃れて命が助かった方が、その後避難所での生活や自動車の中での避難生活で体調を壊して、痛ましい犠牲者も生まれております。したがって、最悪の条件を想定して避難施設などを増設し、支援体制を一層強化すべきと考えます。地域バランスや高齢者などに配慮できる公民館の分館を避難施設に加えていくべきと思います。さらには、避難所、避難施設であることを現地に表示をし、緊急の場合の連絡事項などを含め、各所に表示すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、非常時の食糧や防災用機材の整備状況についてお伺いします。

災害時には、食品流通機構が麻痺し、食糧を入手するのが困難となる状況が予想されることから、速やかに被災者に食料を提供できるように、常に非常用食糧を備蓄し、災害に備えるというのが一般的であります。市町村によっては、食糧を初め生活必需品、医薬品までも備蓄目標を立て、備蓄をしております。

そこで伺いますが、寒河江市は地震や災害に備えて食糧などの備蓄は何日分を想定し、何食を確保されているのか。さらに、緊急時には即時食糧を調達できる体制が整っているのかお伺いいたします。

次に、防災用資機材などの常備を備えるための防災倉庫、または保管施設はどのように分散し、配置を行っているのか。その防災庫には防災用機材はどんなものを備えているのかお伺いします。また、各防災庫の管理体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、急傾斜地崩落危険箇所の実態と対策の強化についてお伺いいたします。

このたびの地震は、特に中山間地域の農村集落に大きな被害をもたらしました。農水省によると農地の崩壊、農道、水路の損壊など、農業用施設被害は1万2,023カ所で、農地と農業用施設の被害は847億円、さらに林道損壊など林業施設被害は126カ所で、被害額は120億円となり、全体の農林水産被害は967億円に達し、地震による被害としては戦後最悪の状況で、最終的な被害はさらにふえることが予想されております。これらは地震による土砂崩落や、地滑りが起きたことで、被害が広がったとされています。

土砂災害を防ぐために、山形県と寒河江市は、昨年より施行されたいわゆる土砂災害防止法への取り組みで、危険な箇所の周知、さらには土砂災害情報相互通報システムの活用による適切な警戒や避難誘導などのソフト対策を進めてきました。周知のために配布された寒河江市北部土砂災害危険箇所図は、私の地元である白岩地区全体の地形が表示されています。それによると、急傾斜地崩落危険箇所20カ所、土石流がはらんする危険箇所のある範囲は22カ所、そのほか地滑りの発生する危険性のある箇所は4カ所となっております。特に、この危険箇所図では、集落全体が危険にさらされている状況も見えてきています。

このような施策も効果的であり、必要なことと思いますが、しかしながら急傾斜地の崩落による被害は、そこに居住する市民の生命、財産を奪うものであり、早期に崩落防止工事などのハード対策が最も必要で、私は

従来から強くその推進を要望してきました。ところが、これまでは急傾斜地の定義にある傾斜の高さ5メートル以上、傾斜角度30度以上で、崩壊による危険性を生じるおそれのある人家が5戸以上の地区を対象に調査して、急傾斜地の崩落を防止するための工事が施行されてきました。

しかし、傾斜の高さや傾斜角度の条件を満たしても、対象となる人家が二、三戸では基準に満たない理由から、これらの崩落防止対策は除かれてきました。こうした危険箇所から回避を図るための補助事業として、がけ地近接危険住宅移転事業も制度化されていますが、住居移転では諸条件などで困難な方もあります。この事業制度については十分理解はしていますが、何とかこのような国の事業採択にのらない、小規模な危険箇所にある住宅の保護対策を進めていくべきと考えます。

現地の危険度などを考慮し、工夫を凝らした対策をすぐに実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、地滑りが発生する危険性のある地域についてお伺いいたします。

白岩地区に地滑りの発生する危険性のある箇所は大枠で4カ所となっています。この大枠の中に集落全戸が入る地区もあり、改めて災害の危険性が指摘されたことで不安を抱えております。ところが、危険性を指摘したにもかかわらず、改築や増築を進めた方もおります。大変複雑な思いをしております。特に、都市計画区域から除かれた地域では、住宅建設をする際、確認申請も必要としないことで、安全性に欠けることがあっても本人の判断でほとんど改築などが行われてきております。このような危険な状況をなくすために、行政によるチェック機関と相談窓口などを設け、だれでもが安心して住める環境を整えていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、学校の耐震優先度調査の進捗状況について、教育委員長にお伺いいたします。

阪神淡路大震災に引き続き、新潟中越地震でも、現行の基準法が実施される昭和56年6月以前の建物に被害が顕著にあらわれました。中でも一定規模以上の学校や体育館など、特定建築物にも被害が及んでおります。新潟県によれば、安全であるべき教育施設の被害は、56市町村で315棟に及び、被害額は100億円を超える見込みです。災害本部による詳細は、建物の基礎が壊れるなど、建て直しが必要な大規模被害は29棟、校舎の一部の損壊が特に激しい中規模被害は37棟で、そのほか軽微な被害を受けた施設は249棟となっております。学校は日常に多数が利用する教育施設であり、災害時には市内にある学校はすべて避難所に指定されるなど、防災の重要拠点となっております。

ところで、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されてから9年が経過していますが、依然として寒河江市では耐震化は進まない現状であります。その前段として、学校施設で建築基準法の現行法以前の建物について、どの施設から耐震診断を行うかを定める耐震優先度調査を実施されましたが、調査に当たって、その経過と学校ごとの緊急度のランク結果についてお伺いいたします。

最後に、耐震優先度調査の結果を受けて、これから耐震化推進計画の策定作業が進められ、来年度には耐震診断業務などが実施される予定となっております。具体的には、地震で倒壊や大破のおそれのある建物で、危険度の大きい施設から優先的に実施されると思いますが、これからの耐震診断の計画をお伺いして、第1問いたします。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、公共施設の耐震化対策についてお答え申し上げます。

市庁舎や文化センターなど、耐震化対策についての御質問でございますが、当然これらの建物は、建築当時において基準に合致していることは言うまでもありませんし、現行法上からも問題はないものでございます。ただ、市庁舎は見た目が斬新なデザインのためか、地震には弱そうに見えるようでありまして、いろいろと心配される方もいらっしゃるようでございます。

この庁舎の管理につきましては、昭和59年度からほぼ毎年のように定期検査を実施しておりまして、はりの下がりや床のたわみなどを調べ、構造上の変化に注意を払ってきたところでございます。調査によりますと、建築後の早い段階では、はりの下がりなども見られたようですが、現在は落ち着いており、平常では差し迫った危険はないという報告を受けているところでございます。このことから、これからも適切な管理に努めながら、また定期検査時にはもちろん、検査以外にも随時専門家からのアドバイスをいただきながら、建物の状況変化を見逃すことのないよう気を配って使用していきたいと思っております。

公共施設の耐震化対策につきましては、これまでの御質問にもお答えしているとおり、まずは子供の安全を第一に考え、学校の耐震化対策から手がけていくこととしております。そういった観点から、昨年度、今年度と学校の耐震化優先度調査を実施してきたところでございます。

次に、情報伝達と自主防災組織についての質問にお答えいたします。

初めに自主防災組織の育成、指導についてでございます。

このことについては、9月議会でもお答えしておりますが、本市では地震等の災害発生時の地域住民の相互協力による避難や人命救助、初期消火の重要性にかんがみ、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱というものを定め、また寒河江市地域防災計画においても、地域住民、事業所などによる自主防災組織等の育成指導に努めることとしまして、その組織化を推進してまいりました。現在、本年度新たに組織化される白岩地区、中町自主防災会を含めまして21の自主防災会があり、それぞれ地域の実情に合わせた防災活動が行われていると思っております。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織でありますので、基本的には地域住民相互の合意により組織化されるものでありますが、市といたしましても地域の意向を尊重しながら組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報伝達体制の課題でございます。

災害への的確な対応を行うには、被害状況を早く正確に把握する必要がございます。しかし、大規模災害においては、交通、通信網が遮断されることが多いため、正確な情報を収集することが困難になることが予想されます。そのため、どのようにして多くの情報を収集し、また市民に対しどのようにして適切な情報を提供するかが課題であると考えております。情報収集に関しましては、報道や電話、防災無線、消防車や広報車による被害情報の収集が行われます。これらの方法ができない場合は、どんな方法でもその状況に応じた方法により収集するしかありません。収集に当たっては、市の災害対策本部の各担当者、消防本部、消防団、警察、町会長、その他一般市民の協力など、総動員して当たる必要があります。

それから、住民に対する情報提供については、まずテレビ、ラジオによる報道があります。そのほか、広報車、ポスター、避難所での直接の情報提供などではないかと思えます。情報は気象情報、被害状況、安否情報、生活情報など多岐にわたりますし、時間経過とともに変化していきますので、不安を与えないよう注意しながら繰り返し行う必要があると考えております。

次に、災害時の避難場所でございますが、公民館の各分館についても指定しておくべきではないかというお尋ねもありましたが、確かに各分館は身近な場所にあるために、火災の場合など、小規模災害の避難場所とし

て有効活用できますし、高齢者等の一時的な避難場所として使用することもでき、またその必要性も出てくると考えられます。しかし、建物の大きさや敷地面積から見て、地震や水害による浸水、土砂災害などにより、多数の避難者が出た場合、これらの避難者を収容するには十分とは言えず、救急搬送や大量の物資搬入にも不便なことから、分館を大規模災害を想定しての避難所として指定するのは適当でなく、多数の避難者を収容するのに必要な広さを持ち、給食、給水活動や救護活動が可能な公共施設を指定するのが適当ではないかと考えております。

それから、避難所である旨の表示についてでございます。

本市の指定避難所は、小中高等学校及びその地域の公園などでございまして、その場所についてはほとんどの市民が知っておりますので、避難場所の表示をする必要は薄いのではないかと考えております。自分の地域の避難先がわかっており、避難経路の指示や誘導があれば、安全に避難できると思っておりますので、指定避難所がどこなのか、その施設名についての周知徹底を図ることの方が先決と考えております。

次に、食糧等の備蓄についてでございます。備蓄食糧は3日分あれば十分で、飲料水については1人1日3リットル必要と言われておりますが、これを満たすのは現実的には困難ではないかと考えております。本市では、災害用の飲料水や非常食などについては、平成7年の阪神大震災の後、わずかながら備蓄した経過がございます。今後品目及び数量等を検討し、順次備蓄品の充実に努める必要があると考えておりますが、災害に備えた食料品や生活用品の備蓄には、市の備蓄のほか、家庭での備蓄及び流通段階での備蓄も考えられますので、これらの備蓄についてもある程度確保されるよう啓発してまいりたいと思っております。

それから、防災の資機材でございます。

中央公民館及び南部、柴橋、西部の各地区公民館の防災倉庫に保管し、担当課で管理しております。その内容はテント、防災用組み立て式炊飯器、発電機などでありまして、これらの資機材は、毎年行われる市の防災訓練で使用するほか、非常時に即応できるよう各地区の行事にも貸し出して、使用方法の熟知に努めております。

次に、急傾斜地の問題について答弁申し上げます。

急傾斜地の崩壊とは、いわゆるがけ崩れのことでございます。土石流や地滑りが発生する要因である豪雨などのみならず、地震にも起因しまして、土の抵抗力が弱められ、急激に斜面が崩れ落ちる現象を言います。

急傾斜地崩壊対策は、本来土地の所有者が土地の崩壊が生じないように努めなければならないものと考えておりますが、土地の所有者において施工することが困難、または不相当と認められるときは都道府県が補助事業などとして進められております。

この急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によりまして施行されており、急傾斜地崩壊防止工事を施行するためには、まず県知事が市町村長の意見を聞いて、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、擁壁、排水施設などの崩壊を防止する工事について施行することとなっております。

急傾斜地崩壊危険区域の指定の基準でございますが、御指摘もったように急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるものとなっております。本市においては、28区域が指定されております。

それから、急傾斜地崩壊防止工事は国の補助事業となっており、山形県における総合的な土砂災害対策の説明会の資料によりますと、平成15年3月31日現在における村山総合支庁西庁舎管内における急傾斜地崩壊危険箇所数は182カ所あり、整備着手数は50カ所で、整備着手率は27.5%となっております。

現在、市内においては、白岩地区の1カ所において工事がなされております。また、市内における土砂災害対策の県事業としては、現在幸生の熊野川砂防工事、それから白岩の亀ヶ沢及び地福田沢砂防工事、箕輪の上屋敷砂防工事の4カ所について工事着手されております。同じく、平成15年3月31日現在における村山総合支庁西庁舎管内における土石流危険渓流の渓流数は155渓流あり、整備率は18.1%となっております。

それで、小規模な危険箇所に対し、工夫を凝らした対策ということでございますが、県施行に至らない小規

模の場合であっても莫大な工事費が伴うものでありまして、市としては従来から市単独での施行は行ってきておりません。しかし、危険区域に住んでいる方についてはその区域から移転されるよう、寒河江市がけ地近接危険住宅移転事業の補助を行っております。今後もこの制度を活用していただきたいと思っております。

次に、危険性のある場所に増築や新築する場合、行政によるチェック機関の窓口を設けてはという御質問がございました。

御承知のように、危険性のある場所に建築する場合についてでございますが、急傾斜地崩壊危険区域やがけ地に近接するところは、災害危険区域となっていることから、原則として宅地の用に供する建築物は建築してはならないことになっております。しかしながら、防護施設の設置の状況や建築物の敷地構造などにより、県知事が安全上支障がないと認めた場合には、建築が可能となっております。

建築の届け出については、新築や床面積10平米を超える増改築を行う場合に、都市計画区域内においては建築確認申請書を県に提出する必要がありますが、幸生・田代地区などの都市計画区域外では、建築工事届の提出となっております。建築確認申請は、建築物の構造、敷地が災害危険区域内やがけ地近接危険区域内であるかどうか、それから都市計画道路などが計画されていないか、接続する道路がどうなっているかなどを確認するものでございます。建築工事届は、建築動態統計をとるために求められているものでございます。市では関係する内容をチェックし、県の建築主事に申達しております。

田代地区などで、危険性のある場所に新築や増築する場合、行政によるチェック機関と相談窓口を設けてはどうかという質問でございますけれども、これまでも建築確認申請や建築工事届が提出された場合、または地域住民から建築についての問い合わせがあった場合には、急傾斜地崩壊危険区域やがけ地に近接するところであるかどうかを図面等で確認したり、現地の状況を確認するため、担当の者が直接赴くなどして、建築主などに説明・指導を行っているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学校の耐震化優先度調査の進捗状況についての御質問にお答えします。

昭和56年の新耐震基準以前に建築された小学校4校、中学校3校の合計7校、建物棟数で24棟について、耐震化優先度調査を実施したところです。校舎の建設された時期によって、優先度のランクは同じ条件であれば、建設年度が古い建物ほど優先度が上がることになります。

しかしながら、建物により前提条件が違ってきます。例えば、平屋建てと3階建て、コンクリートの強度が低くなってきた建物と建設当時と変わらない建物などの程度によって条件が違いますので、同じ年代でも優先度の評価が違ってきますし、違う年代であっても同じ評価にもなることもあります。1棟ごとに優先度の評価は出ておりますが、学校を単位とする優先度の評価は難しいものがあります。

耐震化を実施する場合には、1棟ごとではなく学校ごとに実施する必要がありますので、今後学校全体の棟の優先度について分析し、学校ごとの優先度の判断、避難施設としての重要性、建物の老朽度合いなどを十分検討した上で、耐震性だけに限らず、安全性なども含めて総合的な優先度の評価について検討してまいりたいと考えております。

学校の耐震化推進計画につきましては、以上のことを踏まえて十分に内容を検討した上、総合的な優先度を判断し、計画を策定する必要があります。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 この地震に対する中身については、先ほど石川議員もこの問題を取り上げております。しかし、10月23日に発生して以来、ずっと新聞なんかにも、山形は安全かなんていう特集まで設けて、この間ずっと地震の話題が出ない日はないぐらいに出て、住民としても危機意識は大変持っておるところでございます。

それで、市の行政としてやはり責任ある立場であることによって、こうしたいろいろな、私今回取り上げた問題をどう対応してもらえるのかなど。市民の声を踏まえて私はいろいろ提言したわけですが、特にこの庁舎については、市長は平常時では問題がないと言っておりますけれども、今回の質問は異常時に対応できる建物かということで私は質問しているんです。ですから、この異常時に対応できる施設なのか、これをちょっとお聞きをしたいと思っております。

それで、この庁舎は一般市民から見ると非常に危険だということで、特殊な構造であるということで、特殊な見方をしている市民が大勢いらっしゃいます。ですから、一番防災の中核の本部になるわけですから、やはり安全をもう少し確認をして、やる方向性をやってもらいたいと思っております。当時この設計に当たった方に、やはりこの辺で、建築基準法前で施工されたわけですから、新たな建築法で設計された場合の問題点、そういうのを直接設計士、黒川紀章さんですよ、その方が健在であるわけですから、そういう方といろいろ議論してもらって、本当に安全な施設であるかどうか。

当時は、やはり耐震度なんていうのは5ぐらいしか考えていなかったのではないかと思いますけれども、今はマグニチュード 6.8とか、マグニチュード 7.0とか、耐震度がずっとアップになってきております。だから大変危険な状況にありますのでこの辺も設計と絡めて、耐震というのは結局補強がなされれば安心というような一つの基準がありますから、この辺の軸の関係だと思っております。設計上は。ですから、その辺についてもう少し具体的に、前向きに調査をしていただきたいと思います。

日ごろ調査は行っているということですが、ただ管理上の調査であって、異常時に対応できるように具体的に調査する意思があるか、市長に見解をお伺いしたいと思います。

あと、自主防災組織についてなんですけれども、これいろいろ私は今回取り上げた問題は、この自主防災組織の受け皿がなければ、なかなかいろんな備蓄の問題とか避難所の問題とか、そういう問題が絡んでこないような実感をしております。

今回の地震でも特に感じたのは、やはり発生直後の対応、これが非常に問題だと思っております。確かに、市長が言うように対策本部の流れでいろいろ対策をとるようになっておりますけれども、防災計画上もそういう形にはなっておると思うんですけれども、しかし末端で、現場で被害を受けた状況とか被災者の状況とか、そういうことはやはり非常事態にはなかなかつかめないう状況にあると思っております。ですから、やはりこれは住民からの協力を得て、ある程度一定の初期対策をとる必要があると思っております。ですから、この自主防災組織そのものがある程度機能しなければ、この情報伝達なんかは特に無理な状況にあると思っております。

寒河江市でも、前は16年間で20個の組織ということでしたけれども、今回は21防災組織が組織化されているということですが、この組織も今の寒河江市の要綱に定めているのかどうかわかりませんが、防災機材なんかを提供して、提供というか購入の条件として防災づくり、組織づくりを今進めておりますよね。ですから、物を与えて組織づくりをするのではなくて、やはり町会長あたりを主体にして、ある程度連絡網の体系だけはきちっとつくっておく必要があるのではないかと思います。

確かに自主防災組織の中身を見ますと、特殊な地域に限定して補助金というか、やっておりますけれども、これは災害ばかりでなく地震なんかは全域にかかる問題でありますので、その辺についてももう少し具体的に自主防災組織を立ち上げる、具体的な検討をやはり庁舎内ですべきだと思っております。

確かに当局は、自主防災の防災計画書は持っておりますけれども、我々は持っていないし、市民も全然防災組織の流れというのは見えていないんです。ですから、上からはいろいろと情報は来ますけれども、下からの

連絡なんかは本当にどうしたらいいか、住民として非常に困るのではないかと考えております。ですから、その辺でもう少し真剣になって、全域にこの防災組織が広がるような体系をやはり指導、育成していくように検討をお願いしたいんですけれども、これについて見解を伺いたいと思います。

それから、いろいろありますけれども、避難所の表示とか、あと避難施設の増設なんかもいろいろ訴えましてけれども、確かに私は今回ちょっと気になったのは、高齢者などのやはり病気の人が大きい体育館の施設に避難して行って、いろんな問題、介護の問題とかいろいろ特殊な問題も出てきておりますので、やはり高齢者やそういう方のためにある程度分館なども活用して、避難施設として設けていったらどうかということまで今回提言申しあげたんですけれども、いろいろ管理上の問題とか、あと連絡の問題とか、さまざまあると思うんですけれども、やはり地域によって、幸生、田代なんかは1カ所、学校しかないんですよ。あと、白岩だってやはり結果的に中心部にありますけれども、避難所が1カ所に集中しているだけで、周辺にはほとんどないというのが一般的なんです。そうした場合、やはり住民が身近な避難所に駆け込むような条件づくりをするべきだと私は思います。その辺について、もう一度改めて市長の見解を伺いたいと思います。

それから、避難所の表示なんですけれども、これも前から申しあげておりますけれども、なかなか行政として今進まない状況で、私も困っているんですけれども、これはやはり住民もそうですけれども、いろんな地域から来ているわけですから、避難所としてどこにあるかというのは、住民は覚えていても、一般的に通用するものではないと考えております。ですから、滞在者の安全を図るためには、やはりそういう表示もきちっとしておけば、だれでもがそこに避難できるというのが一般的ではないかと考えて、今回提言申しあげました。その辺についても何かあればお願いしたいと思います。

それから、食糧の備蓄の件なんですけれども、ほとんど寒河江市は全く備蓄をしていないというのを、この前テレビでも放映されていましてけれども、ほかの自治体では本当に緊急対応できる、発生直後2日か3日の備蓄をほとんどの自治体でやっているわけです。ですけれども、寒河江は全くゼロというのは、異常事態ではないかなと思います。やはり発生直後の、そのときの食糧を調達できる体制がきちっとあるのかどうか。一般的に農協とか、あとスーパーとかいろんな協定を結んで、物を供給できるような体制が整っていれば、ある程度可能かもしれませんけれども、しかし緊急事態には、こうした備蓄を各倉庫から出すようにしないと、なかなかこれは食糧を配るとするのは非常に難しい状況になると思っています。ボランティアが食糧の調達とかなんかは、やはり発生後3日以降だと思っているんです。ですから、その事前の対策をもう少しきちっととっていただきたいということでもあります。

そして、やはり今回もいろいろ寒さの問題、これから新潟の中越では冬に入りますので、ストーブとか毛布の問題とか、いろいろ課題が出ています。この辺なども市町村によっては毛布を何千枚準備したとか書いてあります。また、ストーブなんか防災用資機材として備えているところもあります。ですから、こうした実態もこの前、11月5日号の朝日新聞にも、この備蓄の市町村の内容も出ておりますけれども、異常事態に備えてもう少し防災予算をとって、やはり対策をお願いしたいと思っています。この辺について、今後の市長の考え方について、再度お伺いをいたします。

それから、教育委員会に耐震化優先度調査についてお伺いしますけれども、建物によって相当ばらつきがあって、学校ごとの耐震化優先度調査の評価はなかなか難しいというのは、これはやはり建築年度とかいろんな問題で、多少難しい点もありますけれども、ある程度の数字だけは、やはり議会の方にも提示していただくようお願いをしたいと思います。

それで、今回計画の中で、やはりどの学校をまず耐震調査を実施するか、非常に今悩んでいる状況かと思っています。優先度調査は100%終わったわけなんですけれども、この7校に対しては全く診断を行っていない状況もあるので、やはりバラツキがあるわけですから、調整するものはやはりいろんな機関と調整を図る必要があるのではないかと考えております。特に学校施設関係者の十分な話し合いなどもして、やはり陵西中学校などは特に

大規模改修もおこなっている状況で、かなりコンクリートの劣化なども進んでいる状況もあります。

ですからそういう面と、あと活断層の周辺などについては、特に慎重に調査する方向性をきちっと診断してもらってやっていただきたいと思うんですけども、その耐震診断の費用と、あと耐震化のための事業が一体になっておりますよね、今現在。ですから、この耐震診断もなかなか進まない状況だと思っております。ある程度寒河江市は、優先度 100%ですね、今回は、これが終われば、ですけども、ほかの自治体はほとんど優先度もやっていないような状況で、寒河江市はこの辺では本当に進んでいるなと思っております。その点でひとまず安心しますが、でも肝心の耐震診断が一番重要だと思っているんですけども、これ7校すべてやるわけではない、やれないと思っているんですけども、耐震診断だけでもやれると、今文部科学省で方向が出ているんです、大体。

この前、私も文部科学省に行って、この耐震診断を単独でもやれるようにしてくださいということで、省庁に要望してまいりました。その中でやはり耐震化の優先度調査に補助金が2分の1今度来年度からつくよう、今文部科学省で要望を出しております。これが大体47億円要望しているそうです。そして、この耐震化優先度調査ばかりではなくて、耐震診断も含めてやる方向性も出てきております。ですから、この予算が通ればそこまでの耐震診断だけでもやれる状況になりますので、その辺の検討も含めて、この耐震診断に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

それで、どれを耐震診断して耐震化するか。その相談というか、委員会でも協議すると思うんですけども、この中身について具体的にいつごろされるのかお伺いして質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 庁舎の問題でございますけれども、御心配いただくのは本当にありがたく思っておりますし、私たちもこういう格好の庁舎でございますからどうなるのかと。常日ごろ、先ほども答弁申しあげましたように調査をして、そしてこの特に地震のあった前後等々につきましては留意して、どのような動きがあったとか、あるいはどこか支障があったとか、こういうようなことは特に注意をして見ているところでございます。それらも記録にも十分とっております。

それから、設計者にいいたしても、設計者というよりも、やはり毎年調査しておるところの設計書等を十分見ておって、毎年調査しているところの方に当たってもらうということが、私はかえっていいのではないかなと思っております。

それから、自主防災組織でございますけれども、これはいろいろ自主防災組織の組織によりまして、防災計画の立て方なども、あるいは動き方なども違っておるようでございます。情報班を置いてみたり、あるいは情報を迅速に収集したり、あるいはどこにだれが通報するかというようなことにつきましても、いろいろあるようでございます。そういうものでございますから、なるべくそれらが動くようなあるいは防災訓練等によって、実際に動かしてみるというようなことが必要なかなと、このように思っております。

それから、この自主防災組織でございますけれども、やはり地震の場合は特に自助、共助、公助という言葉が言われておりますけれども、共助という面から自主防災組織というものは本当に必要なんだと思っております。そういう組織づくりにつきましては、市といたしましても指導は申しあげますけれども、やはり地域の盛り上がりということがより一層必要なだろうと思っております。やはり自分たちの地域は自分たちがつくるんだ、ともに助け合ってやりましょうというような地域の盛り上がりというものを私は必要なんだと。そういう気持ちを醸成するような分野におきましても、行政、市といたしましても手をかしていきたいと思います。

それから、避難所の表示でございますけれども、第1問に申しあげたとおりでございます、どこどこが避難所に指定するということになっておれば、あの学校はどこどこということにわかっておるわけでございますから、改めての表示というのは必要ではないのではないかなと、こう思って1問で答弁したとおりでございました。

それで、どこどこが避難所ですよというやはりチラシとか、広報ということさえ知っておれば、すぐ緊急の場合にはそこに回ってくるということではないかなと思っております。

それから、分館の活用とか、ほかにないような条件づくりというような話もございましたけれども、先ほど答弁申しあげましたとおり、分館というのはやはり小さくて、駐車場もなければちょっとということで、緊急的な大きな災害というような場合につきましては、非常に使いづらいのではないかなと思っておるわけでございます。

それから、食糧の備蓄の問題でございますけれども、これですが何をどの程度、どの程度の地震といえますか、あるいは災害を想定してということになりますと、大変難しい問題になるだろうと思っております、そしてこれは何年も同じものを備蓄しておいてというわけではございません。今度はこれを交換するということもございますので、そういうところの今度倉庫とか、あるいは保管場所とかいろいろな問題がございますので、これからの検討だろうと思っておりますところでもございまして、資機材にいたしましてもそういうことが言えるだろうと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 管理課長。

熊谷英昭管理課長 それでは、学校関係の耐震化計画についてお答えを申し上げます。

基本的な考え方については、先ほど委員長が答えたとおりでありますけれども、寒河江市では15年度と16年度に優先度調査を市単独で実施したもので、その成果品も手元に届いてまだ日が浅いわけですが、優先度調査につきましては、それぞれの当時の設計基準と、新しく出た耐震基準との比較、いわゆる構造上の比較の問題とか建設年度などを考察して、優先度を学校の棟ごとに出しておりますので、棟数の多い学校についてはその評価が分かれております。

あくまでも、そういうものに基づいて総合評価点制で、5段階に優先度を示したものであるというふうになっております。これは文部科学省で示した国の基準に基づいた優先度調査を実施した結果のものでありますけれども、本市では小学校の4校の9棟、中学校が3校で15棟、合わせて7校の24棟分を調査したものであります。

あと、質問にありました耐震診断の補助制度ということがございますけれども、優先度調査についても平成17年度から、補助金を単体でも出すというふうに聞いておりますけれども、あくまでも今後の耐震化診断、あるいは耐震化のための設計、耐震補強の工事については継続的な事業化の中で補助金が支出されるということに制度上はなっておりますので、耐震化のみの補助制度というものはないというふうに理解しております。

あと、現時点での基本的な考え方を申しあげて、優先度調査の公表の問題についてもお答えしますが、先ほど申しあげましたとおり、あくまでも対象物件の優先度の度合いを示した調査結果でありますので、今後は耐震化診断、耐震化の設計、耐震化のための補強という格好で進んでいくというふうに理解しておりますけれども、すべて新しい基準のもとに設計基準が変わったので、補強すべきでないという建物はないのではないかとこのように予想しております。

そんなことで、相当な事業費もかかるであろうと、あるいは期間も要するものというふうに理解しておりますので、それらを学校の避難施設として指定されている屋体の問題、あるいは今課題となっている大規模改修の問題などと含めた一体的な施行が可能かとか、あるいは優位性というか、避難所として早急に確保すべきものだというふうに、考えなどを総合的に考えながら事業化あるいは耐震化診断を進めていく必要があるかというふうに考えておりますので、現時点でどの学校が1番か、2番かという考えは持っておりません。あくまでも今後十分に検討した上で、その結論を出していきたいというふうに思っておりますので、関係者との話し合い等についても現段階では答えられる段階ではございません。

あと、優先度調査の公表ということでありまして、今申しあげましたような観点を整理した上で、今後進める必要があるというふうに思っておりますので、優先度調査自体の公表については適当ではないのかなというふうに考えております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 庁舎などの耐震調査については、非常に経費がかかることによって、やはりなかなか先送りされている状況かと思えます。でも、今市立病院、病院関係などに耐震診断の助成がつくような方向性が出てきておりますので、万が一そういうようなものが出てきたときは、きちっとやはり対応できる予算措置をお願いしたいと思えます。

それから、この防災組織の中身について、もう少し議員も一通りの意識を持って対応できる体制をとりたいので、防災計画書、これ議員にもやはりぜひ配付をしていただきたいと思います。この辺について、市長の見解をお願いしたいと思います。

そして、やはり自主防災の組織を、もう少し真剣に取り組む体制というのをぜひ考えてもらいたい。人任せにしないで、やはり行政がある程度矛先を向けてもらえないと、やはり各町会長の選定は2年とか3年とか短期間に終わるものだから、なかなか責任持ってその体制に取り組むという状況ではないと思うんです。ですから、その辺やはり行政としてももう少し積極的に生活環境課あたりが指導して、体制づくりをしていただきたいと思います。

あと、先ほどいろいろ漏れたんですけども、急傾斜の問題です。これ、非常に白岩あたりは深刻な問題なんですけれども、なかなか市の当局は、こういう急傾斜の場合は県でほとんど対応するものだから、余り実態をつかんでいなくて、何か取り上げて前向きな話が出てこないんです。ですから、役所の中でも市民の安全を図るためには、もう少し慎重にやはり対応していただきたいと思います。

特に、土砂災害区域の場所の設定を見ますと、やはり一つの集落全部が土砂災害地域となっている箇所が2カ所出ているんです、実際は、それでも住宅が建っている。これ、やはり自分自身の問題だと言いますが、ある程度ここらは行政としてチェックをして、やはり危険な地域に住宅が張りつかないように条件整備というか、この辺も農業委員会あたりとも、いろいろ共同でやはりこの状況もつかんでいける状況につくっていけないかなと思っているんですけども、それもなかなか難しいでしょうけれども、今後の課題としてひとつ検討していただきたいと思います。

あと、学校の耐震化対策について、具体的にどここと選定されないでしょうけれども、実際活断層が寒河江市に走っている状況があります。ですから、まずその真上、周辺部を中心に、やはり地震に対して、そのための調査でありますから、それをまず優先して進めていただきたいと思います。これ、結果的に予算の関係もあって、非常に相当長期的な施策になりますけれども、できるだけいろんな事業を活用して、できるだけ早く耐震調査、そして耐震化に進むような方向性をつくっていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院の安全対策につきましては、これは入院している患者もございますし、あるいは機械器具等もございますし、薬品等もございますので、重要なものあるいは危険なものを抱えておるわけでございますから、ほかの施設とまた違ったところの防災対策というものを考えていかななくてはならないと思っておりますが、詳細については担当の病院事務長から答弁申し上げます。

それから、計画書の配付、これもこれまで配付していたのではないかなと思いますけれども、担当の方から申し上げます。

それから、自主防災組織あるいは地域の防災対応というようなものにつきましては、これはやはり先ほども申しあげましたけれども、行政だけではなくて、できかねないということもございますし、やはり盛り上がりというものが必要だと思います。その町会ごとのトップがだれになるかと、町会長になるのか、あるいは消防関係の方がなるのか、どうであろうかと思っておりますけれども、それらをやはりしっかりと、地域の中で基礎固めしておくというようなことが必要だろうと思っておりますし、個々の区々でございましょうから、なるべく早い機会にそういう防災担当の自主組織を立ち上げるべく、いろいろな会議を持ってやっていくということしかないかなと思っておりますので、そういう方向に向けて対応してまいりたいと思っております。

それから、急傾斜でも建設しているところがあるとか、あるいは増改築しているところがあるということでございますが、これは法律に基づいたところの対応処置を本人がしてもらわなくてはならない。こちらでは指導しています。あなたのところは危険ですから建てては悪いですよと、増築をしては悪いんですよと、こう言っているわけでございますから、そういう指導の中で土地がない、あるいは行き場所がないということで増改築なり、あるいは新築というようなこともあろうかと思っておりますけれども、十分その場合は自分自身の身の安全、自分のおうちの安全ということを考えて相談されれば、打ち合わせしてもらえれば、こちら側もそれなりの当然指導をするわけでございますから、やはり御本人の気持ち、あるいは心がけというものを、そして法律等々の御理解をいただきたいものだなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院の安全対策につきましては、これは入院している患者もございませし、あるいは機械器具等もございませし、薬品等もございませしので、重要なものあるいは危険なものを抱えておるわけございませしから、ほかの施設とまた違ったところの防災対策というものを考えていかなくてはならないと思っておりますが、詳細については担当の病院事務長から答弁申しあげませし。

それから、計画書の配付、これもこれまで配付していたのではないかなと思ひませしけれども、担当の方から申しあげませし。

それから、自主防災組織あるいは地域の防災対応というようなものにつきましては、これはやはり先ほども申しあげませしけれども、行政だけではなくて、できかねないというところもございませし、やはり盛り上がりというものが必要だと思ひませし。その町会ごとのトップがだれになるかと、町会長になるのか、あるいは消防関係の方がなるのか、どうであろうかと思ひませしけれども、それらをやはりしっかりと、地域の中で基礎固めしておくというようなことが必要だろうと思ひませし、個々の区々でございませししょうから、なるべく早い機会にそういう防災担当の自主組織を立ち上げるべく、いろいろな会議を持ってやっていくということしかないかなと思ひませしので、そういう方向に向けて対応してまいりたいと思ひませし。

それから、急傾斜でも建設しているところがあるとか、あるいは増改築しているところがあるということございませし、これは法律に基づいたところの対応処置を本人がしてもらわなくてはならない。こちらでは指導しています。あなたのところは危険ですから建てては悪いですよと、増築をしては悪いんですよと、こう言っているわけございませしから、そういう指導の中で土地がない、あるいは行き場所がないということで増改築なり、あるいは新築というようなこともあろうかと思ひませしけれども、十分その場合は自分自身の身の安全、自分のおうちの安全ということを考えて相談されれば、打ち合わせしてもらえれば、こちら側もそれなりの当然指導をするわけございませしから、やはり御本人の気持ち、あるいは心がけというものを、そして法律等々の御理解をいただきたいものだなど、このように思ひませし。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、病院の耐震関係についてお答え申し上げます。

病院の本体部分は、8,500平米の建物であります。それで、いわゆる新館部分が、このうち4,500平米ございますが、これについては平成2年9月の竣工ということで、昭和56年以後の基準に沿って設計建築されておりますので、震度6までは耐えられる設計ということで、それ以上の地震が来ればということもありますけれども、おおむね大丈夫のような形になっています。ただ、本館部分といいますか残りの4,000平米の部分については、昭和48年10月に竣工した分ですので、それ以前の基準になっておりまして、これについては震度5程度までは当時は大丈夫なような形で設計なされているというふうにお聞きしています。

具体的には、例えば宮城県沖地震ということで、昭和53年と平成15年にありまして、その際は、この辺は震度4程度でしたけれども、これについては全く影響がありませんでした。構造上もほとんどが1階建てで、一部2階建てですが、相当頑丈にできているということもありますので、相当程度のものについては大丈夫だというふうに考えているところです。

あと、もう一つは防災に対する訓練等ですが、年間に1回は実際患者さん等も含めまして、火災訓練を兼ねて訓練を1回行っております。そのほかに図上の危機等の訓練ということで、具体的には自家発電の運転等点検をするような形の訓練を行ってありまして、年2回定期的に点検と訓練を行ってありまして、そういう災害に備えているところです。以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 地域防災計画書につきましては、市役所の各関係課、それから学校等の関係課各所に配置をしておりますが、その数について、その場所についてはちょっと、詳細については資料がありませんので把握していませんけれども、およそ130部程度配置しております。議会事務局にも配置しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、自主防災組織の立ち上げにつきましては、それぞれの地域から御相談がありまして、その時々で生活環境課として、その立ち上げの方法とかその内容につきまして指導しているところでございます。以上でございます。

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号4番、5番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、直面している幾つかの課題の中から、教育行政、保育行政について市長並びに教育委員長に、順次質問いたします。誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、義務教育国庫負担金の大幅削減に対する市長の考え方についてお伺いいたします。

小泉内閣による三位一体改革は、国からの補助負担金の廃止または縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲を一体的に、地方分権を進めていくというものでしたが、2004年度政府予算では、国庫補助負担金1兆300億円、臨時財政対策債を含めた地方交付税2兆8,600億円と、合わせて3兆9,000億円が減額されました。それに引き換え、増えた税源額は4,500億円で、削減額の8分の1にすぎません。

寒河江市においても、保育所運営に対する国庫補助負担金が16年度予算で1億円以上減らされ、予算編成に大変苦労されたことは記憶に新しいところです。このような国の政策は、私たちの暮らしや経済に、これまでにないほどの大きな影響を与えています。

国は、思うように進まない三位一体改革を推し進めるために、地方への税源移譲は2年間でおおむね3兆円と、税源移譲の約束をちらつかせながら、地方公共団体に対し、国庫補助負担金改革の具体案を示すよう求めたのです。総額3.2兆円の国庫補助負担金削減案を見ますと、教育関係や社会保障関係が大きな割合を占めていますが、この削減案が全国知事会議で、賛成多数で採択されたことは周知のとおりです。

政府与党が、11月26日に三位一体改革に関する協議会でまとめた内容が新聞報道されていますが、それによりますと2005年、2006年の両年度で、総額2兆8,380億円の補助金負担金を削減するというものですが、このうち地方への税源移譲額は1兆7,600億円で、1兆円余りが税源移譲されないこととなります。

今回問題になっている義務教育費国庫負担金の大幅削減の中身について見てみますと、2006年度までに中学校教職員の給与費を8,500億円削減し、2009年までには小学校分を含めて全廃するというものです。さらに、公立学校の校舎改修や補修などの補助負担金1,418億円を減額するなど、合わせて約1兆円の教育関係予算が削減の対象になっています。05年度については4,250億円を削減し、税源移譲予定特例交付金に加えるとなっていますが、その後については、中央教育審議会の答申を得てからと不透明です。義務教育費が国庫負担から外されてしまえば、財政的に困難な自治体では、児童生徒の教育に大きな混乱が生じることは必至です。

義務教育費国庫負担金は、教育の機会均等を保障し、全国的な教育水準を確保するために、国が財源保障に責任を負う制度です。これを廃止すれば、自治体の多くが財政難に直面しているもとでは、教育予算が削られ、教育水準の低下や自治体間格差が生じるのではないかと心配されます。

義務教育費国庫負担金を廃止しようとする案に対し、市長はどのような考えをお持ちか伺います。

次に、市内各小中学校から出されている要望に対して、どのように対処される考えかお伺いいたします。

寒河江市の各小中学校からは、さまざまな要望が出されています。寒河江市の連合PTAから出された要望書が議員にも配られましたが、通学道路への信号機や地下道の設置、防犯灯の設置など、いずれも児童生徒の登下校の安全や防犯などに欠かせない要望が数多く出されていました。中には、寒河江市だけでは解決できない要望もあり、関係機関ごとに要望書を提出しているようですが、行政当局も積極的に後押しをする必要があると思うのですが、どのように関わっているのかお伺いいたします。

また、各学校でもさまざまな要望を持っています。市内の小学校、中学校では、毎年学区内から選出されている議員とPTA、先生方との懇談会があります。その中で出されている要望も、子供たちの学習や学校生活にとって欠かせないものばかりです。

私は、寒河江小学校、陵東中学校の学区ですが、寒河江小学校での懇談会では、学校内を見せてもらいなが

ら要望箇所の説明を受けてきました。その中で、何とか早く対応しなければと思ってきたことが幾つかあります。

一つは、屋上の人工芝の張りかえです。この人工芝は、寒河江小学校が今の建物に建てかえられたとき以来のもので、芝はすり減り丸坊主、ところどころのりがはがれて、生徒が足をひっかけて転んだりしたら、けがをするのではないかと心配な状態でした。

もう一つは、オープンスペースに敷かれているカーペットです。これも建てかえ以来のもので、カーペットのはぎ目がほつれてぼさぼさになっていたり、ここしばらくはクリーニングも予算がなくてできていないとのことでした。このカーペットは生徒たちがくつのまま上がり、しりをついて座り、時には寝ころんだり、給食をこぼしたり、まれにはおもしろをされることもあるとのこと、衛生的には大変問題があるなどと思ったところでした。これまでも何度も要望してきたが、なかなかかなえられないとの学校側の説明でした。

以上のことは、児童生徒の学習や安全、衛生面からも放置すべきではなく、早急に対処すべきと考えます。この種の要望は、各学校にさまざまあると思うのですが、教育委員会はどうのように考えておられるのか教育委員長にお伺いいたします。

次に、陵東中学校の要望についてお伺いいたします。

陵東中学校においては、特殊学級に通っている生徒が7名いるそうですが、重度の障害を負っている生徒がいるので、1人の生徒に先生1人が専門にかからなければならない状況があり、大変な状態だそうです。幸い、緊急雇用創出事業という国の補助事業で、補助員をつけてもらっているのを助かっている。しかし、3年間の時限立法で、今年度で期限が切れてしまう。その後の見通しが立たずに困っているという話でした。

特別な指導、援助を必要としている生徒がいる限り、そのことに対処する補助員の配置は不可欠です。緊急雇用創出事業が打ち切られた場合、教育委員会はどのように対処する考えか、お伺いいたします。

次に、児童生徒の防犯対策についてお伺いいたします。

このテーマについては、複数の同僚議員が質問しておりますが、ことしに入ってから児童生徒を対象とした誘拐、殺人、傷害事件などが後を絶たず、その発生範囲も近隣の市町にまで広がり、いつどこで何が起きるかわからないといった不安と心配がつきまとっています。混沌とした政情不安、長引く経済不況の中で、人の心が乱れ犯罪へと走るケースが後を絶たないものと思われそうですが、どのような理由にせよ、人を傷つけたり、命を奪うといった事件を許すことはできません。殊に、無抵抗な児童や生徒が被害に遭うといったことはあってはならないことです。

寒河江は、比較的治安のよいところと言われてきましたが、ここ数年間に児童生徒を対象とした被害や事件はあったのかどうかお伺いいたします。

また、これらの犯罪や被害を未然に防止する対策としては、市民、行政、警察などの関係機関が一体となった意識の啓発や行動の必要性が叫ばれております。

過日、寒河江市教育委員会と寒河江警察署の間に交わされた学校警察連絡連携に関する協定書の写しを見る機会がありました。その趣旨は、少年非行の多様化、深刻化とともに、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故が多発している現状を踏まえ、児童生徒の犯罪被害を防止し、健全育成を図るためとなっておりますが、児童生徒の犯罪被害を防止するというより、もっぱら児童生徒の非行防止に主眼を置いているように見えます。非行を防止し、犯罪に巻き込まれないようにすることも大切なことと思いますが、この協定書の運用に当たっては、児童生徒のプライバシーや教育権への立ち入りなど、注意しなければならない点があるのではないかと思います。教育委員長の考えをお伺いいたします。

また、この間、登下校中の小学生が何者かに誘拐され殺害されるという痛ましい事件や、登下校中に体の一部が刃物で切りつけられるといった事件も発生しています。登下校中のこれらの事件から子供たちを守る対策として、どのようなことを考えておられるのかお伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

私は、これまで寒河江市の保育あるいは幼児教育のあり方について、度重なる質問をしてまいりました。都市部を中心とする深刻な保育待機児の増加が問題視されてから、厚生労働省はその対策として、年度当初は保育所定数の115%まで、5月ごろからは125%まで入所を緩和してもよいという改善策を出しました。さらに、年度半ばを過ぎたころからは150%ぐらいまで入所をさせてもよいという大変あいまいな基準になっています。保育所への入所がどうしても必要な人にとっては、一定の効果があり歓迎されているとは思いますが、施設の改善が行われなかったり、保育環境が整わないまま無制限とも言える子供の受け入れをすることは、決して望ましい解決策ではありません。そういった場当たりの待機児対策が、さまざまな問題を引き起こしているのではないかと考えられます。

その一つが、入所児が希望する保育所に入れられないといった問題です。この問題は、昨年の12月議会で遠藤聖作議員が取り上げておりますが、保育所の入所締め切りの時期になって、ことしも同じような苦情が出てきております。例えば、西根に住んでいる人が一番身近にしね保育所には入れない、そのような状況が出てきております。すべての保育所が定数をオーバーしているわけではないと思いますが、入所定数に対してどれくらいの応募があり、調整を必要としているのはどの保育所なのか。またどのような方法で調整を図っているのかお伺いいたします。

また、これまでも何度もお尋ねしていますが、民間の幼児施設との協力共同の子育てについて改めてお伺いいたします。

出生児が横ばいの中で、保育需要はふえている。しかも公立保育所にはある一定の保育所に入所希望者が殺到し、民間の幼児施設は園児の数が激減するなどのアンバランスが出てきています。このことを改め、お互いの特徴を出し合いながら、子育てを担い共存していく。このような関係をどうつくっていくのか。このことは大変難しい問題だと思います。

市長は、平成17年度を初年度とする寒河江市子どもプランの行動計画の中に反映できるよう、関係者との十分な話し合いを持っていくと答弁されておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、義務教育費国庫負担金の問題から答弁申し上げます。

義務教育費国庫負担金は、教職員の給与に係る経費の2分の1を国が負担しているもので、このたびの三位一体の改革の中において、税源移譲すべきものとして、削減の対象となったものでございます。御案内のように、教職員の給与は都道府県が支払っているもので、仮にこの負担金が削減され、県に税源移譲になったとしても、直接的には市町村への影響はないものでございます。

一方、今進められている三位一体の改革は、国、地方を通じた財政再建と地方にできることは地方にという地方自治の確立に向けた地方分権改革を推進するためのものでございます。国庫補助負担金を削減し、税源移譲を進めることで、国の関与を排し、全国一律、画一的な施策から脱却し、地域の創意工夫にあふれた自由な施策の展開を目指すものでございます。

政府からの要請を受けて地方6団体が取りまとめました国庫補助負担金削減と税源移譲をめぐって、地方と国の各省庁、それに政党をも巻き込んでの激しい攻防がありました。ようやく11月26日に、平成18年度までの改革の全体像が示されたところでございます。

それによりますと、最大の焦点となっていました義務教育費国庫負担金は、地方案で示した8,500億円を、平成17、18年度の2カ年間で削減すると明記されたところでございます。ここに至る過程において、義務教育について国の責任と地方の創意工夫をめぐる激しい対立や、地域間格差などについて大いに論議されたところだと思っております。

このことに関してどのように考えているかということでございますが、義務教育に関する国の責務は、中央政府だけの義務でなくて、地方公共団体をも包含する意味での国家の責任だと言われております。そして、その事務は県費負担教職員の任命権とその給与に係る事務、いわゆる県の自治事務を除き、原則として市町村の自治事務とされているものであります。

また、義務教育の根幹と言われるものは、一つにはあらゆる地域ですべての人が教育を受けることのできる機会均等であり、二つ目として、学習指導要領などで定める必要最低限の水準を保障する水準の確保、三つ目は全額公費で賄うという無償制であります。このように義務教育の根幹は、基本的には国庫補助負担制度の存続とは別次元のものであり、問題は義務教育に要する財源を地方自治体がどのように確保するかということだと言われております。

今は、義務教育においては、義務教育標準法や学習指導要領により、基本的な教育の内容や、水準を定めることが国の役割と言われており、その水準を守りながら創意工夫を發揮し、地域のニーズに合った自主的、自立的な教育を実施するのが地方の役割だと言われております。

また、義務教育に要する経費は、既にその7割以上が地方自治体の一般財源で賄われているのが現状です。教職員給与を一般財源化することにより、むしろ義務教育に関する地方自治体の責任が住民に対して明確になり、また教職員の配置やクラス編制に関して、多種多様な取り組みが促進されるものと考えられます。このようなことから、財源面における地方の自由度を高め、裁量の範囲を拡大していく必要があり、国からのひもつきとなる義務教育費国庫負担金を地方に税源移譲すべきだと考えております。

問題は、税源移譲の額であります。文部科学省では、改革によって40道府県において削減される額の方が大きくなると試算しておるようでございます。しかし、こうした自治体に対しましては、基本的には地方交付税で措置されることとなっておりますし、全国知事会や市長会などの地方6団体においても、確実な財源措置を要請しており、また市長会々長である私や知事など6名で構成する山形県自治体代表者会議におきましても、先月の17日に地方分権推進のための三位一体の改革を求める緊急アピールの中にそのことを盛り込んだところでございます。

地方6団体が政府からの要請を受け、義務教育費国庫負担金を含めた国庫補助負担金削減と、それに見合う税源移譲を明記した改革案を取りまとめました。そして、8月24日に内閣総理大臣に提出しております。お互いに利害が絡み合う地方が、小異を捨て大同につくとの基本方針のもとで合意形成しております。そういった努力を無にしないためにも、税源移譲はぜひ実現させなければならないものと思っております。

次に、保育所のことでございます。

本市では、平成9年度に策定した寒河江市子どもプランに基づき、着実に子育て支援事業を実施してまいりました。この中で、子育てと仕事の両立支援におきましては、多様化する保育需要への対応をうたっており、施策の方向として低年齢児童の保育や延長保育の充実を目指してきたところでございます。これらの施策の実施に当たりましては、市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完しながら、これらの多様化する保育需要への対応を図ってきたところでございます。

市立保育所の保育サービスの充実を図るため、これまでも延長保育に取り組んできましたが、今年度からは7カ所の全保育所で保育時間を午前7時から午後7時までの12時間保育を実施し、働く親の労働環境の変化に対応しているところであります。

また、高松幼稚園の閉園及び保育需要の増大にこたえるため、今年度たかまつ保育所の増築及び大規模改修工事を国県などの御協力を得ながら実施し、定員を30人増員するとともに、11月1日より市立保育所では、初めてとなりますところのゼロ歳児保育を実施しております。保育サービスの充実や保育定員の弾力的な運用によりまして、市立保育所の入所児童数は平成13年度は約490人でありましたが、平成16年度当初では約670人となっており、180人程度増加しております。なお、中途入所があり、現在は696人が入所しております。このことは、市民の期待にこたえる保育所づくりを着実に実施してきたことへの結果があらわれたものと思っております。

それから、質問のありました平成17年度保育所入所児童の申し込み状況と、入所決定に当たっての考え方でございます。

10月に平成17年度入所申し込みを行った結果、新規に申し込みがあった児童数は183人であり、継続入所者が489人おりますので、合計672人となっております。定員630人に対して入所希望者は672人で、入所率は106.6%となりますが、基本的には入所希望者全員の入所を考えております。全体的には、いわゆる定員の弾力的運用で示されている115%内におさまっており、適正な運営ができる状況にあると考えております。ただし、みなみ保育所及びにしね保育所については115%を超えた申し込みがあり、また各施設の部屋の数や面積が違っていることから、保育内容の充実と子供の安全管理の面から、年齢別定員を設けて定員管理を行う必要性もありますので、若干名について、一部希望外の保育所への入所を打診して、調整をお願いしているところでございます。

これは昨年、なか保育所としね保育所において調整をさせていただいた考え方に沿って、保護者の負担を増大させないことを基本に、2人の入所児童がいる場合は同一保育所への入所を考えております。また、入所申し込みが多いクラスについては、家庭状況等を考慮しつつ、現在個別に調整をお願いしているところでございます。

次に、公立保育所と民間幼児施設の関係でございますが、寒河江市の乳幼児施設は現在のところ、幼稚園が3施設、市立保育所が7施設、認可外保育施設が5施設、それに事業所内保育所が2施設ありますので、合計17施設でございます。入所児童数は、約1,350人で、入所割合を見ると市立保育所が52%、幼稚園を含む民間保育施設が48%となっているようであり、公立と民間でおおむね半々に分け合っている状況でございます。

寒河江市の出生数は、年間約400人でほぼ横ばいに推移することが予想され、今後の保育ニーズは低年齢児において増加することが考えられます。これらの低年齢児保育ニーズには、市立保育所のみでは対応不可能であり、民間幼児施設との役割分担がますます重要になってくるものと思っております。

認可外保育施設における低年齢児の受け入れと、長時間保育の実施については、入所している乳幼児の処遇向上を図るため、県補助事業を積極的に活用し、平成16年度では5施設に対し総額約683万円の支援を行うこととしているところであり、今後とも支援の充実に努め、多様化する保育ニーズにこたえていかなければならないものと考えております。

それから、民間幼児施設との話し合いについてでございますが、現在民間幼児施設の施設代表者と市立保育所の施設長をメンバーとして寒河江市幼児教育連絡協議会がございます。事務局は教育委員会の学校教育課がこれに当たっており、幼児教育に関する研究、研修活動と施設相互の連絡連携を図り、本市幼児教育の振興発展に寄与することを目的として運営されております。協議会は、毎年2回程度開催されており、幼児教育や子育てに関し、そのときそのときの課題について研修や研究を深めることとともに、情報交換の場としての機能を有しているものであり、その役割は十分に果たしているものと理解しております。

互いに特性と機能を補完し合いながら、これら多様化する保育需要への対応が求められていることを踏まえ、寒河江市子どもプランの策定、総点検の折など、市内各保育施設の方々と意見交換の場を設けてきておりますし、現在作業を進めております行動計画の策定におきましても、意見をお聞きする場の設定を行っていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、子育て世代が安心して産み育てられるような保育基盤の整備と、多様な保育サービスの実現が肝要であり、その中から保護者が選択して利用できるような基盤の充実が必要であると考えております。

私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市内各小中学校から出されている要望への対応についてお答えします。

御質問にありました学校からの要望は、大きく分けるとPTAから出される要望と、各学校から出される要望の2種類ございます。

PTAの要望は、各学校PTAを中心に調査を行い、寒河江市PTA連合会で集約され、各関係団体に提出されますが、主に児童生徒の通学等にかかわる交通安全の確保という視点で出されております。

今年度は、市関係6項目、寒河江警察署関係9項目、県関係2項目、国関係1項目、JR関係1項目、土地改良区関係1項目、計20項目の要望がございました。その内容は、道路事情の変化に伴う安全確保のためなどの新規要望が10項目、継続要望が10項目となっております。

市に出されたものにつきましては、市長が受理し、各関係課で新たに調査検討を行い、緊急性のあるものについてはすぐ対応していただくとともに、緊急性が薄いものについては、すぐに取りかかることができない理由を明確にしなが、理解してもらえよう誠意をもって回答しております。

市以外の機関に対する要望については、今年度から寒河江市PTA連合会で直接関係機関に出向き、要望書を提出しておりますが、これらについても市できちんと把握した上で各関係課で関係機関に対して、特に緊急性のあるものを中心に後押ししているところであります。

次に、各学校から出される要望ですが、特に児童生徒の安全確保のために緊急を要するものについてはその都度報告をいただき、緊急に対応しているところです。さらに、1年に1度は各学校からの要望を出していただいております。それをもとに、教育委員会で市全体の学校の修繕計画、購入計画等を年次計画にしながら計画的に対応しております。その場合も基本的には緊急性の高いもの、子供たちの安全確保にかかわるものを最優先に考え、対応しております。

具体的な要望項目についてもお尋ねがりましたが、まず寒河江小学校屋上の人工芝につきましては、これまでも安全上問題がある場合は部分的に応急処置を行ってきているところです。カーペットにつきましては、業者や専門機関とも相談した上で、5年に1度のクリーニング計画を立てて実施しております。しかしながら、実際は低学年の教室などの汚れが激しく、寒河江小学校の場合、定期的に点検を行い、汚れが激しいときには1年おきに実施した経過もあります。これまでの実績を見ますと、少なくとも3年に1回はクリーニングを実施しております。このように必要に応じ対応しておりますので、5年サイクルよりは早まっております。このようなこれまでの経過ですので、十分に対応していると考えるところです。カーペットのほつれ等については、その都度部分的修繕で対応しているところです。

次に、障害児サポーターの件についてお答えいたします。

御案内のとおり、これは山形県緊急地域雇用創出特別基金事業で100%の補助をいただいて実施しているものであり、平成14年から3カ年実施され、今年度で終了する事業であります。

教育委員会では、現在この事業を活用して、情報教育支援事業PCサポーター2名と、特別支援教育の一環として障害児サポーターや、不登校児童生徒対応サポーターとして8名を配置しているところです。

障害児サポーターにつきましては、この3カ年、障害の程度の差が大きい子供たちが対象である特殊学級の担任をサポートしてきて、より大きな教育効果を上げております。しかしながら、先ほども申しあげましたが、今年度で終了する事業でございます。そのことについては、初めから各学校に周知して、理解していただいているところではありますが、ますます多様化している障害児の現状を考えますと、特に特別支援教育にかかわるサポー

ターにつきましては、縮小しながらもぜひ継続しなければならないと考えております。

財政厳しい折ではありますが、市にその分の予算要望を行い、対応してまいりたいと考えております。

最後に、児童生徒の防犯対策についてお答えします。

教育委員会の考えといたしましては、本年9月の定例会で那須議員の御質問にお答えしておりますが、安全な社会を実現することは、すべての人々が生きていく上で、最も基本的かつ不可欠なことであると考えております。まして、学校は本来、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行ったり、さまざまな人と交わったりしながら、社会性を培うところであり、その基盤として安全で安心な環境が維持確保されている必要があることは言うまでもありません。

しかし、残念ながら、今学校内外において、子供を巻き込んだ事件が多発し、大きな問題になっております。これらの事件を防止し、子供たちを犯罪の被害から守らなければなりません。そのためには、まずそれぞれの学校や地域における安全管理体制を整備すること、防犯教育を充実すること、そして教職員や保護者、地域の危機管理意識を向上させることなどが最も大切であると考えております。

本市においては、今年度は凶悪犯罪に至らないまでも、不審者による児童生徒への声かけ事件等の発生が見られますので、事案の大小にかかわらず発生した場合にはファクス等で各学校に緊急連絡し、事案の概要を知らせながら、安全指導の徹底を要請しているところです。警察署にも通報し、登下校時のパトロール強化をしていただいているところです。

各学校においては、児童生徒への安全指導はもちろん、児童生徒の登下校の安全確保等について、学区内の各町会長や、地区防犯協会に協力依頼を行うとともに、地区内にある「子ども 110番の家」や、「子ども 110番の店」からの御協力、さらにはPTAからも必要に応じて御協力いただいているところです。

また、御案内のとおり、去る10月28日、本市教育委員会と寒河江警察署の間で、学校警察連絡制度を発足させました。その趣旨につきましては、御質問の中で述べられているとおりでございます。発足して1カ月余りですが、既に不審者に関する他市町の情報など警察からいただき、市内各学校に児童生徒の犯罪、被害を防止するための安全指導の徹底を呼びかけたりすることができたところであります。

なお、運用に当たりましては、あくまでも児童生徒の犯罪被害を防止し、その健全育成を資するために行うものであり、その際お互いに慎重に、正確で適正な対応を行い、そしてプライバシーの配慮に十分注意しながら、子供の将来を閉ざすことのないよう、それぞれが配慮することとしております。したがって、御質問にありました御心配の2点に関しましては、このようなことはないと考えております。

以上、申しあげましたとおり、行政、学校、地域が一体となった防犯活動が積極的に推進されているところであり、今後とも児童生徒の安全確保のために取り組んでいきたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

第2問に移りますけれども、私の質問順序に第2問も質問させていただきたいと思います。今の御答弁は、市長が答えてから教育委員長のお答えというふうになっておりますけれども、私の質問は、質問通告順に第2問も質問させていただきたいと思います。

市長へ、教育費の国庫補助負担金の削減についての考え方をお伺いしましたけれども、私と市長の考え方はちょっと違うような感じがします。市長は、三位一体改革の中で、義務教育の国庫補助負担金が削減されたとしても、それは地方自治体の方には何ら影響がないというふうなお答えであったようです。

それは、県が教職員の人件費の半額を負担しているのだから、寒河江市のような地方の市町村には関係がないというふうなお答えだったんですけれども、今税源移譲と引きかえに、この国庫補助負担金が削減されているわけですが、市長が先ほどおっしゃいましたように、税源移譲されても削減率よりも下がらないというところがない、もう税源は移譲されても削減された額の税源移譲はされないというのが大体の都道府県の状態のようです。47都道府県ありますけれども、税収が削減額を上回るというのは、四つでしたか。それくらいの都道府県しかないということで、ほとんどの県は税収が少なくなるというふうなことです。

それで、各県によって税収が少なくて、教育予算がその税収に見合わないというふうなことがあっても、それは地方交付税で措置をするのだから心配ないというふうなお考えのようですけれども、地方交付税全体が減らされているわけですから、その中で教育予算だけは絶対守っていくというふうなことにはなかなかならないのではないかと私は考えるところです。

ですから、山形県なんかはさんさんプランということで、全国に先駆けて少人数学級を実施しているわけですが、このように教育予算が削減されて、または廃止されてその分を税源移譲すると言われましても、税源移譲する額が少なくなれば、せっかく少人数学級を実施してきた今までの実績が、なかなか実現されにくくなるのではないかとというふうな心配があるわけです。そういうことでは、やはり子供の教育というのは、国の将来未来にとって、何物にもかえがたい大事なことであるということからすれば、義務教育の国庫補助負担金というのは、私は削減するべきではない、これは維持すべきだというふうには私は考えているところです。

それから、今度は教育委員会への質問についての第2問です。

各学校の修繕ですとか、いろいろな要望に対しては、それぞれ緊急度の高いものから予算を組んでやっているんだというふうな答えがあったわけです。私は、具体的に寒河江小学校の屋上の人工芝と、それからオープンスペースのカーペットのクリーニングの件についてお伺いしたんですけれども、この前、私たち寒河江小学校区の議員と学校側とPTAとの懇談会のときに、屋上に上がって、その現場を見せていただいていたわけですが、本当にひどい状況なんですね。

危険なところは、張って修繕をしているというふうなお答えだったんですけれども、この前私たちが見てきたところでは、またはがれがひどくなってしまっていて、そのはがれたところに足をつっ込んで転倒したりしたら、けがをするだろうなというふうなことをだれしも感じてきたところです。ですから、これは相当予算もかかるのではないかとというふうには思いますけれども、早急にこれは修繕をする計画を立てていただきたいというふうには思います。

また、クリーニングも経過を見て3年に1度はクリーニングをしているんだというふうなことですが、あそこを見ても非常に、学校内は掃除が行き届いていて非常にきれいなんですけれども、カーペットの状況を見ますと、こんなところで子供たち1日過ごすのかなと思うと、子供たちが本当にかわいそうだなというふう

うな感じを受けてきました。家庭でなんかでしたら、3年に一遍、5年に一遍のクリーニングで済ませるなんていうことはできないはずなんです。子供たち大勢いるわけですし、あそこで毎日ズックのまま飛んだり跳ねたり寝ころんだりするわけですから、本当に幾ら掃除機をかけてきれいになっているとはいっても、にじみができていたり非常に汚い状態です。

このクリーニングの予算なんていうのは、ほんのちょっとの予算があれば、部分的にでもできるのではないかと。すべて全部をするというのは大変だとしても、部分的に汚れているところは毎年するというような、そういうことはできるのではないかとこのように思います。もう少し、子供たちの勉強する環境、衛生面、そういうことを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、予算がやはり厳しいのでしょうか。何か、別なことを後回しにしても、こういうものは先にやっていただきたいというふうに思ったところです。

それから、犯罪対策についてですけれども、いろいろ防犯対策は、地域とか警察とか父母とか学校関係、いろいろなところで一生懸命やっているのだからということはおわかりますけれども、いつ起きるかわからない犯罪に対して、まだまだ注意すべきこと、そしてみんなで一緒に考えていかなければならないことがあるのではないかなというふうに思ったところです。学校警察連絡に関する協定書、この内容についてですけれども、これも子供たちの犯罪を未然に防ぐ、そういうことで警察と学校側とが連絡を取り合いながら、そういう事件や事故が起きないように、子供たちの非行化を防止するためにということで行っているようですけれども、この協定書の中身を見ますと、非常に個人的に何か犯罪を起こしそうな生徒がいるのかなというふうな懸念を持ったんです。

この中に書かれている文言の中で、虞犯性が高い事案というようなことがありますけれども、この虞犯性というのはどういうことだろうと思って、辞書を引いて調べてみたんですけれども、何か犯罪に結びつく法的な犯罪を起こすような疑いのあることをいうというようなことを書いてありますけれども、今問題になっているドラッグとか、性犯罪とか、そういうものがあるのかなのか。そういう危険性があるからこういうふうな内容になっているのかなというふうなことを感じたのですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

それから、保育所の入所状況ですけれども、おおむねならせば115%、当初の入所ができる状況だというふうなことを市長は答弁されましたけれども、にしね保育所とかみなみ保育所あたりは殺到するんですね、応募者が。それで、にしねの場合ですと、115%の当初の出発ということになりますと、18人がオーバーになってしまうというふうなことなんですけれども、こういうオーバーした人たちをどのように調整するのか。今市長は、兄弟で申し込みをしている人については、兄弟は優先して入れるというふうなことがあったわけです。

それは、前回遠藤聖作議員もそのことについて質問をして、同じ兄弟は優先させて入れるべきではないかというふうなことを言ったわけですが、一定の基準を設けていかないと、毎年応募人数が1カ所に殺到した場合にどのように調整するのかということで、非常に難航しなければならなくなるのではないかとこのように思うわけです。ですから、一定の基準、例えば今おっしゃいましたように、兄弟の場合はそこに優先させて入れるというふうなことで、その地域の住民の方を優先的に入れるというふうな基準を設けるべきではないかというふうに思います。

そこに入れない人についても、やはり住んでいる近くの保育所に入れたいというのが、だれでもが考えるところだというふうに思うんですが、そうした場合には、その地域にある私立の幼児施設、そういうところにも入りやすいような環境をつくっていく必要があるのではないかとこのように思います。

例えば、幼児施設に何で希望しないかという理由に、施設が市立保育所よりも完備していないとか、また市立の場合が保育料が安いとかということがあられるわけですが、やはり入れない場合には、その民間の幼児施設にも入りやすいような環境、その施設を改修するための補助金を出すとか、または入りやすい保育料にするために補助をすることか、寒河江市の場合は、国の制度なんかで、そういう幼児施設に対しての補助金を出していると

いうふうに言われておりますけれども、さらに入りやすい環境をつくっていくというふうなことが大事ではないかと思っておりますけれども、その点もう一度伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど、義務教育関係の補助負担金の問題で、影響がないというようなことを申しあげましたけれども、給与を支払っているのは県だという分野での特別な影響、そういう分野では影響はないと。全体的に見れば、義務教育制度、これにつきましてはその根幹というものは維持するというようなことをしておりますし、これは国の責任だという考え方をとられるようでございますし、ただ今度の具体的な問題につきましては先送りというようになっておりますので、地方の声が反映するように国なりに物を申していくという考え方でございます。

それから、115%オーバーの場合ですけれども、これは一定の基準云々というようなお話がございましたけれども、兄弟の場合は、これはやはり一緒に、同じ保育所に通わせるということが、これはだれしも考えることでございますし、それ以外につきましては、やはり個々の具体的なケースを見てみないと、一定の基準というのは本当にどの程度までつくれるのか、あるいはそれを一律に当てはめることが妥当かということになりますと、問題も生ずる場合もあろうかなと思っておりますので、御意見は御意見として承っております。

それから、民間保育所、幼児施設と、それから市立の保育所の場合の対応でございますけれども、先ほども1問で答弁申しあげましたように、支援制度というものを取り入れておるわけでございまして、県とそれから市がそれぞれ補助をしてやっているわけでございますので、それらをうまく今後とも活用していかなければならないなと思っております。

佐竹敬一議長 管理課長。

熊谷英昭管理課長 それでは、学校施設の修繕関係について、私の方からお答え申し上げます。

オープンスペースのカーペットについては、小学校の4校に設置してございますけれども、ほとんど8月の夏休み、3月の年度末休みの際にクリーニングをするように実施しております。寒河江小学校についても、毎年それぞれの学年ごととか、そういう関係をしていますけれども、部分的に汚れがひどいところがあれば、クリーニングの仕方を研究していきたいというふうに思います。

あと、人工芝の破損がひどいという話がありましたけれども、転倒箇所などがあれば部分的な補修なども検討してみたいというふうに思います。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 それでは、私の方から学校警察連絡制度についてお尋ねがありましたので、お答え申し上げたいというふうに思います。

これは、ことしの9月の定例会で、那須議員の質問の中でも若干触れさせてもらいました。あのときは、県の動きについてお答え申し上げたところでありますけれども、今回は、寒河江市の学校警察連絡制度についてお答え申し上げます。

学校と警察との生徒たちの健全育成、それから犯罪被害から守るという意味においての連絡は、前々から学校警察連絡協議会、俗に学警連というふうに申し上げておりますけれども、これが年2回ないしは3回ぐらいの形で、警察署管内を対象に行われてきました。その中では、主に一般的な傾向をお互いに理解する。生徒たち、あるいは犯罪の一般的傾向を理解する。それから、情報を共有する。例えば暴走族の問題であるとか、今問題になっているのはドラッグの問題。私方が現役のころはドラッグはありませんでしたけれども、そういう情報を共有する。その中でお互いに、学校と警察とが信頼関係を結びながらともに子供たちの、生徒たちの健全育成を図るというような制度でございます。現在もでございます。したがって、ただいまお話し申し上げようとしている学校警察連絡制度は、その学警連の歴史の中で築かれてきた信頼の上に立って、さらに現代的な視点から、今の現代的な課題から子供たちを守ろうとする制度であります。

すなわち、先ほど申し上げた一般的な傾向の理解と情報の共有ということはもちろん必要でありますけれども、今そういうことを超えて、非常に想像できなかったような事件事案があるわけでございます。急を要することであったり、そういったことについて、個別にそれぞれが対応していこうと、それぞれが遅滞のないように、過ちのないように対応していこうというのが、この学校警察連絡制度の趣旨でございます。まずこのことを申し上げたいと思います。

そのとき、運用に当たっての配慮事項、もちろんございます。先ほどの信頼の上に立ってということが大前提でありますけれども、やはり先ほど委員長がお答え申し上げたように、学校、警察お互いが慎重に、しかも正確で適正な対応を行わなければならない。もちろんプライバシーに配慮をすること。何よりも子供の将来を閉ざすことのないようにという観点をお答え申し上げました。子供の将来を閉ざすことのないようにということは、子供の将来を思いやるまなざしをお互いが持つ。子供の人生に創造力をお互いが働かせる。学校と警察、相手の立場と方針をお互いに理解する。そして、何よりも一人一人の立ち直りに対して支援をする。こういう視点でございます。

先ほどお尋ねの中その内容に、さまざまなこと、例えばドラッグとか性だとかがございました。そういうものが実際にあるのかということですが、こういう制度でございますので、未来にわたって子供たちを守るという姿勢でありますので、考えられること、考えられるとは嫌ですけれども、懸念されることと申し上げましょう、懸念されることに対する事案をやはり想定しておかなければならない。これが先ほどあったドラッグであったり性であったりでございます。

虞犯というのは前からありまして、やはりまた犯しそうだというのは、やはりお互いに前もって、さっきのような視点で守っていかなければならない。立ち直りを支援していかなくてはならない。そういう視点だろうと思います。本市において、こういうものがあるということでは一切ございません。

以上、お答え申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 最後に、市長にお考えをお聞きしたいわけですが、今の教育委員会へのカーペットあるいは人工芝の張りかえ、それにまたさまざまな要望があるわけですが、こういう差し迫って緊急を要するような修理とか、修繕とか、そういうものに対する予算が非常に厳しいのではないかと私は見ているわけですが、今回、来年度の予算編成に当たりまして、子供の教育というのは、やはりどんなに予算が厳しい中であっても必要なものは使わなければいけないというふうに思いますので、その点教育予算をもっと増大して組んでいくというような考え方には立たれないのかどうかです。ぜひ、それをやっていただきたいというふうに思うわけです。

今、教育予算のことを申しあげましたけれども、さまざま保育所の施設なんかも定数をオーバーして入れているために、狭いところにぎゅうぎゅう詰めのような状態で今保育がされているわけです。こういうところの保育所の増改築ですとか、そういうところにもっと予算をつけるべきではないかというふうに思いますけれども、その点で予算編成上考慮すべきだと思いますけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 教育予算のみならず、緊急を要するもの、あるいは市民の安全安心を守るべきものにつきましては、それは予算はつけておるところでございますし、今後ともその方針は変わっておらないところでございます。

保育所の話が出ましたけれども、たかまつ保育所のように、あれだけの増改築をやって、そして乳児保育もやったというようなことについては、そういう市の考え方、あるいは保育行政、あるいはまたニーズに対するところの対応というようなところの予算措置だったと、このように御理解いただければありがたいと思っています。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について、市長に質問をいたします。

質問に先立って、誠意をもってお答えいただきますようお願いをしておきたいと思います。

最初に、行財政改革の視点と課題について伺いたいと思います。

さて、2000年4月に分権一括法が施行され、分権改革が具体的に動き出しておりますが、財源移譲の不十分性や、国の関与もあって、地方自治の歴史に一つの画期をなすとした当初の考え方からは、相当の落差が生じております。自治体にとってこうした改革の断行は、住民身近な政策を最も近い地方政府で決定し、実行に移すことができるという大きな意味を持つものであるはずであります。しかしその自治体に分権の理念に基づいた行革を行う勇気と自治責任を確立する体制をつくり得なければ旧態依然ということになってしまいます。

さらには、行政改革の視点から、市町村合併を求める動きも急速に進められ、地方分権と相反するように、政府主導の自治体のリストラも進められるなど、過去において政府自治省が求めてきた地方行革の断行を迫ったものと同じようになってきております。

そして一方では、現在、自治体で進められようとしている行財政改革は、財政危機という側面からリストラや、合理化を前面に押し出しただけの、いわゆる分権の理念とする地方行革からはかけ離れたものになっているという指摘もあります。つまり、財政問題が最重要課題となる中で、財政危機からの脱却だけが優先され、本来あるべき行革の住民主体の行政のあり方を追求すべき視点が損なわれ、分権の理念である行革は後回しという自治体がかかりあるといううわさであります。

こうした現状に対して、私はむしろ財政事情の厳しい今こそ、市民の視点に立ったいろいろな行財政改革を進める好機と考えております。分権時代には分権時代に即した行革の方法があるはずであります。自己責任が問われるとき、能動的な姿勢でみずからの手で行革に着手し、分権自治を目指す改革をなすことであると考えます。

そこでお尋ねしますが、現在当局で行財政改革案をまとめつつあると聞いておりますが、佐藤市長は財政危機と地方分権の推進という視点で、その課題は何とお考えになっているのか、所見を伺いたいと思います。

次に、台風などによる自然災害と最上川寒河江緑地整備事業についてお尋ねをいたします。

先日、ニュース番組を見ていたところ、ことしは民家の近くに出没するクマの数が例年になく多いということで、これまでそんなに多く出ていなかった北陸地方にも相当数が出ているそうであります。そんな中で人的被害も出ているということでありましたが、その理由は、識者によれば、台風による被害でクマの主食となるブナの実がならなかったからではないかということであります。

こうしたことからわかるように、ことしは例年になく多くの台風上陸があり、数で言えば10本ですか、数えることがちょっとわかりませんが、全国各地でこれまでになかったような災害が発生したのは御承知のとおりであります。しかもことしの台風は、これまで余り被害の出ていなかった北陸地方にも大雨による大きな災害をもたらし、その何本かは東北地方も通過をやっていったのであります。

こうした傾向は、気象学者によれば、地球温暖化に伴って台風の威力もさらに大きくなり、日本列島に上陸する台風の数は、ますますふえるだろうとしております。

ところで、私は前にも指摘をいたしました。河川敷の中に大きな財政を投資して、こうした最上川寒河江緑地などのような事業を行うことは、大都市圏ならいざ知らず、疑問があるばかりでなく、行政の長としての市長の識見を疑わざるを得ません。今までにわかっているところでは、事業区域が冠水したのは、羽越災害時とだけ申されておりますが、調査したところでは安全であるというふうに言われておりますけれども、大型台

風や大雨などに見舞われれば、一夜にして藻くずと化すことになってしまいます。これまでになかったような、全国の災害発生状況や気象学者などの専門家による今後の予測を受けて、現在進めている緑地整備事業についてどのような考えを持たれているのか、市長の所見を改めて伺いたいと思います。

最後に、市長在職20年を総括して、佐藤市長の自己評価と反省点はいかようなものかお尋ねして、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、行財政改革についての質問でございます。お答えします。

住民の行政に対するニーズは、生活レベルの向上とともに質的にもより高度化しまして、さらに国際化や情報化の進展、少子高齢化社会の到来など、社会情勢の変化に伴う新たな住民ニーズも生じてきており、今日の地方自治体は、このような高度化、多様化する住民ニーズに的確にこたえていくことが求められております。

このような高度化、多様化する住民ニーズに対応するためには、常に事務事業の見直しというものを行い、真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に、実施方法の効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービスを提供できる仕組みを構築することが必要であり、そのために行財政改革を進めなければならないと思っております。これは常に心がけておかなければならないところの永遠の課題だなと思っております。

さらに、御案内のように、国におきましては国の関与を縮小し、地方の自立性、自主性を高めることにより、地方分権を推進するという三位一体の改革を進めております。この改革は、平成18年度までに補助金の削減、地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体的に行うものでありますが、地方自治体にとりましては結果的に財源縮小を余儀なくされるものと考えております。

これまで本市においては、新第3次振興計画及び第4次振興計画に基づき、将来の負担と財源のバランスを踏まえて行財政運営を行ってまいりましたが、三位一体の改革という予期せぬことにより、財政が非常に厳しいものになってきております。このような状況の中で、これからはみずからの限られた財源の範囲内において、みずからの責任と判断による効率的な行財政運営を行うことが求められており、行政を効率化していかには住民サービスを行うかが課題であると思っております。

行財政改革大綱を策定するに当たりましては、行政と住民との役割分担や、民間活力の活用という意味も含めた住民との協働を重視しなければならないと思っております。これまで行政が担ってきたものであっても、民間でできるものは民間に任せる、あるいは民間で実施した方がより高いサービスを提供できると思われるものは民間にゆだねるということで、行政のスリム化を図るとともに、市民も自分たちでできることは自分たちで行い、できないところを行政に任せるという考えに立ってもらわなくてはならないかと思っております。行政と民間、市民がそれぞれ主体的に、また一体となって、活力のあるまちづくりに取り組むことが、地方分権時代のまちづくりであり、そのためにもこのような時代に沿ったところの地方財政改革というものを推進していかなければならないと思っております。

それから、台風、大雨がふえたときの河川敷の問題の質問でございます。

台風や大雨が今後ふえると予想される中で、河川敷に緑地を整備することについての所見でございますが、整備をしているところの河川敷は、高水敷となっております。昭和42年8月の羽越災害時の記録的な集中豪雨では冠水しましたが、その後は、台風や集中豪雨の際も冠水していない場所でございます。最上川の沿川でも高台にある冠水確率の低い土地となっております。

ことしの大雨による増水で、最上川長崎水位観測所の水位の一番高かったのが、7月17日でありますが、このとき寒河江緑地のすぐ下流の対岸にある中山緑地は冠水しましたが、当緑地は冠水しなかったところでございます。しかしながら、今後大型台風等の大雨により、予想を超える水位となれば冠水することも考えられるわけですが、これらを想定し、設置した施設の被害を最小限にするため、河川管理者である国土交通省と高水敷設置工作物撤去計画について協議しているところでございます。その中で、トイレとかあずまやとか照明などの工作物は撤去可能な構造のものを設置し、その撤去に要する時間、3時間ぐらいかなと思いますが、その時間や迅速に対応するための体制等について取り決め、実施していくこととしております。その他の取水ポンプ等については、水をかぶっても支障を来さないものでございます。

もしも多目的水面広場が冠水となれば、土砂等も入ることになりますが、御案内のようにこの場所は、最上川の河道が中山町側に大きく蛇行していることから、右岸の方が流れが速く、当緑地側については緩い流れとなり、左岸の堤防に近いほど水がよどむ死水域となっております。このようなことで、大きな石等は入りにくい地形となっております。

これまで37年間冠水しなかったところがございますが、いずれにしましても、万が一洪水ともなれば、水の引いた後においては流木や泥の堆積に対して、撤去するなり洗い流すなりの復旧方法で対応する必要があるかと思っています。このように洪水時に備えた万全な体制を整えながら維持管理を考えておるところでございます。

それから、20年の総括という御質問でございます。

昭和60年1月、私は多くの市民の支持を受け市長に就任いたしました。以来20年を経過しようとしております。在職20年の総括ということでございますが、私は市長としていろいろな事業にこれまで取り組み、仕事をやってきたわけでありますが、着実に発展する寒河江というものの手ごたえを深く感じているところがございます。

まちづくりの指標となるのが人口でございます。世帯人口調によれば、私が就任した昭和60年1月の世帯数は1万66世帯、人口4万2,138人でありましたが、現在の平成16年10月では、世帯数は1万2,570世帯、人口は4万4,308人となり、世帯数では約1.25倍、人口では約1.05倍の伸びを示しており、私は市民の負託にこたえるべく長期計画をもって、あらゆる施策に取り組んできた結果であると思っております。

こうしたことは、5年あるいは10年で成せるものではないと思っております。それは、継続の力でございまして、その間の市民の絶大な支援と協力によるものであると考えております。

また、市民の長い間の願いでありました寒河江駅前中心市街地整備にいたしましても、ようやく具体的に整備事業がスタートしたのは平成4年であり、今年度末には完成を見ることとなりますが、13年を費やしておりますが、百年の大計に立った長期ビジョンにより、近代的な都市空間ができ上がりつつあるのも、やはり20年間市民の方々が私を支えてくれた結果であると思っております。

私は、本市のまちづくりは、将来を見据えたところの基本構想を踏まえた基本計画をもとに、市民の要望も踏まえて計画的に事業を進めてきたところであります。限られた財源の中、着実に事業を実施するために知恵を出し合い、国や県の制度を時期を逃さずに積極的かつ迅速に、また柔軟に活用してきたところによるものと考えております。

平成元年7月、待望の山形自動車道の寒河江 - 北山形間が開通し、平成3年には寒河江 - 仙台間が開通いたしました。さらに、平成4年7月には山形新幹線が開業し、まさに高速交通網の時代となったものでございます。このことは、寒河江市にとっては千載一遇のチャンス到来でございました。これら高速交通網のネットワークを生かした総合観光拠点のチェリーランド整備や新たな企業誘致により、市独自で開発した県内唯一の150ヘクタールの工業団地の整備などを実施してきたものでございます。寒河江工業団地は、高速道路網を生かした西村山地方の中核都市にふさわしい団地であり、就労の場となっております。この団地には、技術向上と交流の場としての技術交流プラザが完成したのは平成5年でございます。その後、最上川ふるさと総合公園が完成し、平成14年には76万人もの入場者数となり、全国都市緑化やまがたフェアの開催は、一躍全国に寒河江の名を知らしめるようになったものであります。

私は、産業振興や交流のまちづくりには、道路網の整備が不可欠と考えております。高速道路と直結した国道112号バイパスの開通は、産業経済に多大な効果をもたらしました。また、市内の道路網整備においては、チェリーランドや中心市街地、工業団地、チェリークア・パークなど、拠点施設を結ぶ道路網の整備を計画的に推進してまいりました。平成6年の若神子跨線橋と先月11月25日開通した西寒河江跨線橋で、これで市内で4本の跨線橋が完成したわけでありまして、市産業の発展に大いに寄与されたものと考えておりますし、また周辺との広域的な交通の流れというものも、あれは広域圏というものが大きくでき上がる、提起しておるものと思っております。

また、駅前中心市街地整備とあわせ、駅舎移転により、新たに姥石踏切が完成したことは、市街地を南北に貫き、新たな都市形成をもたらしたものと考えております。このことは、一連の系統だった一つ一つの事業の積み上げと、事業実施の流れの中で、機を逸することなく実施してきた結果であります。

平成2年6月にはさくらんぼの日を制定し、市民とともに毎年お祝いするなど、名実ともにさくらんぼといえは寒河江、寒河江といえはさくらんぼと、この20年の中で言われるようになりました。

平成6年7月には、二の堰親水公園が完成し、さわやかな瀬音が聞こえる自然を守り、育て、せせらぎに彩られた活力あるまちづくりに対する市民の決意として、寒河江市せせらぎ宣言を行いました。花緑せせらぎを通じ、美しい品格のあるまちづくりを進め、交流から定住へと進んできたのであります。そして、その結果、寒河江みずき団地の整備では、本市はもちろん市外、県外からも分譲の応募が殺到し、現在170区画のうち7区画を残すもののみとなりました。交流から定住へと一つ一つの事業が展開し、そして相乗効果を生み、発展してきたものと思っております。

市民の盛り上げこそが、まちづくりの原動力でございます。神輿の祭典はことしで22回目となりました。神輿に参集する若い衆のかけ声が聞こえこだまする祭りは、ことし初めて寒河江駅の神輿会館に結集したのであります。元気な寒河江を象徴するものでございます。

また、高齢化が進む中、福祉行政の需要の増加、多様化に対応するため、平成8年10月に総合福祉保健センター「ハートフルセンター」をオープンし、保健・福祉・医療の三位一体となった、特にお年寄りの暮らしを全面的に支援する寒河江型ケアシステムの拠点として、また訪問看護ステーションもオープンいたしまして、高齢化社会対策の先駆けを構築したものでございます。

さらに教育面では、市内小学校の改築が進む中、昭和60年以降、個別学習やグループ学習にも対応できる学習スペースを整備する必要があることから、各学校にオープンスペースを導入し、その整備に当たりました。昨年完成した醍醐小学校の改築により、すべての小学校の改築が終了したわけでありまして。

また、生涯学習の拠点施設、生活文化情報の発信基地、さらには人との出会い、交流の場として寒河江市立図書館を平成3年12月に完成することができました。

また、国際交流ではさくらんぼの原産地でありますギレスン市とさくらんぼを通して姉妹都市を実現しましたし、国内では寒河江という名のルーツが、寒川の移住者にあるとする説や、文化的共通性、民間交流などを踏まえ、寒川町と姉妹都市を締結いたしました。

グラウンドワークという市民と一体となった事業についても、これを取り入れることにより地域に合った地域独自の、地域の方の手による公園づくりなどは、協働社会の先駆的役割として定着しようとしております。こうした事業の展開は、着実に進展し、本市のまちづくりが国内外から高く評価され、平成5年の宮崎賞受賞を皮切りに、これまで数々の受賞に輝きました。

私は、評価というものは、みずから評価するものではないと思っております。市民の福祉向上に全力を傾注し、まちづくりを行ってきた結果として他から評価され、結果的には人口の増につながり、工業団地に企業が立地するなど、現在の寒河江市の姿につながったものであると考えております。

去る11月1日、寒河江市制施行50周年を市民とともにお祝いをしました。こうした節目にさらに先の50年、100年を見据えての発展を願ったわけでありまして、気品のある元気な寒河江市民歌の誕生と、市の木、市の花に次いで、このたびを記念し3番目となる世界的に評価を得ている寒河江ギボウシを、市の緑として制定しました。

さらに今後は、先人から受け継いだ本市の美しい自然と清流、豊かな人情を貴重な財産といたしまして、地域の発展の中で後世に引き継いでいかなければならないと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問目に入りますが、最初に、行財政改革についてお尋ねをしたわけでありましたが、つまるところ、市民と住民との協働でというような話がございました。住民参加でということを書いたのだからというふうに思っていますけれども、それはそれとして、私はそのとおりだというふうに思っております。

そこで、さらに幾つかの点で伺ってまいりたいというふうに思いますが、先ほども申しあげましたけれども、私はこうした行財政改革を行うときに、先ほども申しあげましたが財政危機ということで、そちらの方だけで取り上げられてしまうのではないかとということで、危惧と申しますか懸念を持っております。

それで、現在のそういう意味では非常時を迎えているわけですが、財政的には非常時を迎えているというふうに言われております。それで、なぜそういうふうになったのかということ振り返る必要があるのではないかなというふうに思っております。

先ほど市長は、予期せぬ三位一体改革などもあってというふうにおっしゃいました。市長も御承知のとおり、三位一体改革だけではないんです。なぜそれを行わなければならなくなったのかということ、やはり行政の長は肝に銘ずべきだというふうに思っております。そういう面での財政運営上のこれまでの反省点、どのようなものがあるのか。市長に率直に伺ってみたいというふうに思います。

それから、行政改革の視点というようなことでお尋ねをしました。住民参加、それはそれで大変結構なことであります。そういう意味では住民と協働でというふうなことは、住民というふうな考え方から、要するに民主度を上げる、つまり従来のものと異なったものが期待されているということだというふうに私は思っております。そういう点からすると、一つは行政に対する透明度、それから説明責任、三つ目が参加、それから4番目が平等であるというふうに思います。これらの四つの要件が、つまり課題は自治体にとって財政が健全であると同様に、またそれ以上に重要な、私はこれからの分権というふうな考え方からすると資質になるというふうに思っております。

そこで、ちょっと伺いたいというふうに思いますが、先ほど申しあげましたように、財政事情の好転というものだけに絞ってはいないのかというような危惧に対して、どのような考え方を持っておられるのか。再度承りたいというふうに思いますし、今申しあげましたこの4点について、透明度、説明責任、参加と平等、こうした四つの要件で、どのような改革がなされようとしているのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、次に、職員管理と組織改革について申しあげます。

最近の情報化社会の到来にあわせて、行政機構は従来のピラミッド型から、何と申しますか、最近の本市の状況なんかを見ますと、少し横出しもあって、少し頭が大きくなってきているというふうに思いますが、フラット型にするなどの組織改変が望まれているというふうに言われます。それはなぜかといえますと、一定の権限を実務担当者に移す、そうすることによって決裁も早く行い、簡素化、効率化が図れる。こういうふうなことが言われております。

行政の責任領域を初めとして組織機構の見直し、あるいは能力別素質を備えた人材を採用するというふうな点で、それを含めた形で的人事や定数管理は行財政全般にわたる見直しに、私は不可欠な基本的な要素ではないかというふうに思っております。それはむしろ広域性の実現、あるいは住民福祉の向上、こうした点からすると、自治体という一つの団体の中で目標としなければならない大きな社会的使命ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そういうことで、組織全体の再検討ということで、極めて大きな課題でありますけれども、どのようにお考えになっているのか、改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、常に事務事業の見直しというようなことが市長から答弁をされました。前は、スクラップ・アンド・ビルドというふうなことを言っておりましたが、それはそれでいいんですけども、私が見直しする際のその評価、これは一定の基準があってなされるべきだというふうに考えていますけれども、その評価の方法とそれから定期的な考査、これを継続的に行う必要があるというふうに思うんです。

それで、以前にも提起しました事務事業の評価制度を取り入れるべきだということを申しあげましたが、要するに行政は、住民が何を望んでいるかということ把握しなければなりませんし、極めて限られた財源の中で優先順位をつけて、効率的に実現していく努力が常に求められているわけでありまして。いろいろ住民ニーズがあるわけでありましてけれども、どのような優先順位をつけて対応するかを映し出すために、その制度が必要だということでありまして。

行革に、既に積極的に取り組んでいる先進的な自治体では、つまり先ほど私が視点を申しあげましたけれども、その四つの要素を積極的に取り組んでいる自治体では、こうした事務事業の評価なども取り入れて行政の政策目標や成果目標を定めて、目標を認識するとともに、達成度、進捗度を管理することで、行政活動の有効性を数値によって住民に明らかにしております。申すまでもありませんけれども、行政における費用対効果の関係を住民に開示する手法として取り入れております。

行財政改革をいうのであれば、この制度はぜひ取り入れるべきだというふうに考えますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。でなければ、何をもちて見直しをするのかわからないではないですか。

それから、最上川寒河江緑地整備事業についてお話がありました。

羽越災害で冠水したというようなお話がこの前もあったわけでありまして、ことしのような台風が、先ほど申しあげましたけれども大型で、ますます大きくなるであろうということを気象学者は予測しております。また、温暖化に伴ってますます上陸する数がふえるであろうというふうに言われております。幸いにしてといいますが、本県を直接通過した台風は強くなかったわけでありましてけれども、今後そういうふうな点からすると、相当大きな台風が来て、大雨が降ることも十分予測されるわけでありまして。

多分、その事業を採択される際に、何かのぶ厚い補助金総覧などを見て、多分それに飛びついたらろうというふうに思いますけれども、もう少し検討する必要があるのではないかというふうに思います。これまでに、全国のことしの台風の状況を見ますと、これは何回も報道されておりますからわかりますが、本当にニュースを見るたび超大型と、こういうふうなものがつくわけですね。としますと、これは今後県内を直撃するというのも十分考えられるわけでありまして、山形県だけが安全だなんていうことはありません。

したがって、それはどうしても愚策としか私は言いようがない。これは考え方の違いでありましようから、これ以上は申しあげませんが、大雨が降ることを予測して撤去するなんていうのは、そんなことは大したことではないんですね。本当に予期のできないところに降って、大きな被害がことしは出ているわけでしょう。したがって、現在進めつつあるそうした事業について、しっかりと、慎重に検討して事業を市民参加のもとで決定をする必要があるのではないかということも改めて申しあげておきたいというふうに思います。

それから、市長の在職20年にわたる総括の自己評価と反省点についてお伺いをさせていただいたのでありますが、いろいろ市民のもとで、協力のもとで、いろいろまちづくりをやってきたということ、年を追って市長の口からお答えをいただきました。残念ながら、反省点はなかったですね。本当に市長、反省点はないんでしょうか。

余り、これは個人的な見解でありますから、というのは、市長の見方を聞いているわけでありまして、私の論評は控えさせていただきたいというふうに思いますが、ただ、先ほど石川さんの質問の中で、中学校給食についての話がありました。どういうふうな心境の変化があったのか私はわかりませんが、これは昨年の12月の定例議会というふうなことでありまして、市長の口から申されましたので、その点だけちょっと伺いた

いというふうに思いますが、検討委員会の結果を受けて、教育委員会は中学校給食を実施しないことを決定して、それを尊重するということが12月議会の中で市長は答弁をされてきたわけであります。確かに、検討委員会からの年月は経過をしております。

しかし、この間何回も何回も中学校給食について、議員からあるいは市民から要望があり、そして市長いみじくも言われました12月議会の一般質問では、教育委員会の結論を尊重するというふうに言われました。その時点から、さほどこの社会的状況は変化をしているとは私は思いません。そういうことで、あるいは去年の答弁に対して私は反省をしているのかなというふうに、1人自問自答しているのですが、市長に聞いてみないとわかりませんがどうしてといいますか、それは結果は結果として私はいいんですが、それは私どもも一緒にやって要望してきたことでありまして、歓迎するところでありまして、しかし先ほど言いましたように、そんなに社会的状況が変化しているとは思いません。

これまでも、いろんな議員がいろんな形で取り上げましたが、社会的変化あるいは食育、あるいは栄養価の問題、体力の問題、いろんなものをもって必要とする根拠を挙げてきました。きょうの答弁を聞いても、そう変わった違いがあるというふうに思いません。とすれば、議員によってこの答弁が違うのか。というよりも、むしろ議員によって差別をつけて答弁をなさるのか。そんなことはないというふうに思いますが、ひとつ市長の本当の心境を教えていただきたいというふうに思います。

以上で2問といたします。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤成六市長 お答えします。

何点かがございましたけれども、行財政改革のことでございますが、財政的に苦しくなったから行財政をするのではないかというような御趣旨のように聞き取られる質問でございましたけれども、そういうものではございません。

先ほども答弁申しあげましたように、行財政改革というのは永遠の課題だろうと思っております。常に取り組まなければならないものだと思っております。これは家計においてもそうだろうし、あるいは民間においても当然でございますし、ましてや行政、税金で仕事をやって、それを市民の幸せの中に還元しようとするものであるならば、いかに生かして使うかということを考えるならば、行財政改革は常にやっていかなくてはならないだろうと、このように思っております。

そしてまた、こういうこの地方分権の中で自立というものが求められ、また私たちも求めておるところでございます。そうするならば、やはり自分たちの市は、自分たちの自治体は自分たちの責任である程度、どのように工夫してどのように持っていくかということは、当然考えるべきことでございまして、そういう意味では行財政改革というのは課題であり、常に取り組むべき問題であろうと、このように思っております。

それから、20年をやっての反省点、反省点と、前にも何回も言われましたけれども、私は市民とともに力いっぱいやらせていただきましたことに対しまして、感謝しておるところでございます。

それから、行政をやるには透明性と説明と、それから参加と公平と、こういうようなことが必要ではないかと。もちろんでございまして、このとおり私は念頭から離れることなく、これはやってきたと思っております。ですからここまで市民の協力を得られ、理解をちょうだいして、ここまで来たのだと思っております。この透明度、説明責任、市民参加、あるいは平等、これは当たり前でございますし、ただ難しいことでございますけれども、これをやはり市政運営の根底というようなことに、いろいろあるうかと思えますけれども、そういう面でのこの4点というものは、私は私なりに頑張って取り組んできたつもりでございます。

それから、職員管理と組織の管理というような話がございました。そして特に能力と資質というようなことを議員はおっしゃいました。そのとおりだろうと思えます。やはり、これから能力制度とか、あるいは評価制度というものが、これも永遠の課題としてこれまでずっと議論されてきておるわけでございますけれども、最近また国、人事院等々で議論されておる問題でございまして、これらを導入というようなこともいろいろ議論されているさなかでございます。

やっぱり能力のある者、そしてまた職員の資質にすぐれている者、あるいは積極的に組織に貢献しようとする者と、そういうものをやはり引き上げるというようなことは当然だろうと思っております。そうでなければただ平等だという面での人事管理というようなものは、かえって職場内というようなものを腐敗する、あるいは停滞していくということになろうかと思えます。それなりに、それに応じたところの対応ということをするということが必要なことだろうと思っております。

組織管理にいたしましても、このように時代が変わってきますから、あるいは業務等々もふえてきたり、あるいは複雑なものになってきますから、そういうことでいかに職員が内部組織としてやりやすくするか、あるいは市民に便利な組織にするかと、わかりやすい体制にするかということは求められてこようかと思っております。そういう面での今度の行財政改革なり等々に絡んできて、この辺も十分これから検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、評価ということがございました。これは評価制度というのは、何も具体的にそういう評価基準とか、評価制度というものを改めて設けておりませんが、大きな事業というようなものをする場合には、それな

りの必要なものを作成して、それに基づいてやっておるわけでございます、こういうような視点というのは、やはり費用対効果というようなことを当然考えることでございます、それからもう一つは市民のニーズの把握、どういうニーズがあるからこれをやることというようなことだと思っておりますし、そしてこれをやった場合に、市の将来の中の市勢発展の中に生きてくるかどうかというようなことを、これも見なくてはならないと思っております。

さらに、地域の活力というものに、将来に生きるということもそうですけれども、地域の活力にプラスになるものかどうかというようなことを、これは評価しながらこの事業を採択する、この事務を選択するということだろうと思っております。

それから、寒河江緑地のことについてありましたけれども、これは、これまでも何回となく、この緑地に取り組んできたところの考え方を申しあげておるわけございましたけれども、再度申しあげれば、これからは水面というものをあるいは河川というものを、空間というものを、河川空間というものをあらゆる面で生かしていくと。ほかにスポーツ、レクリエーションというような分野で生かしていくということが必要だろうと思って計画したものでございますし、あそこに配置することによりまして、いわゆる相乗効果といいますが、最上川ふるさと総合公園、あるいはクア・パークとの相乗効果というものが出てくるものだろうと思っておりますし、そしてまたそういう施設というものは、県内には少なくともないわけでございますので、県内外のいわゆる基地というようになると思っております。

そしてまた、いろいろな分野での交流というものが激しくなるだろうと思っておりますし、今度スマートインターが今月の末、オープンするわけでございますけれども、あれがやることによってまたあの辺の寒河江の付加価値といいますが、当地域の財産的な価値、財産的な価値というよりも付加価値といいますが、非常に私は高まるだろうと思っております。単にあそこの水面広場とか、最上川ふるさと総合公園ということだけではなくて、企業立地に、あるいは寒河江のみならず周辺の町にも大きくよい影響を及ぼしてくるものだと、このように思っております。

また、プロ野球の第2軍の基地となりそうな気配でもあるわけでございますけれども、そういうものが隣に来るといふことでのあの一带の利用価値、あるいは何といいますが、相乗効果を出しての地域の活性化に大きくプラスになるんだろうと、このように思っております。

それから、河川敷の建物の建造物のことがございましたけれども、これは河川敷の中の建物の立地基準といいますが、そういうものにのっとって建てておるわけでございますし、それに洪水等が起きた場合のようなものに十分対応できるものとして築造しておるものでございますし、それが割と簡易なものといいますが、そういうもので撤去ができるようなものというようなことで、これは国土交通省との十分連携の上でやっておるわけでございます。

それから、20年間というようなことにまた再度質問がございましたけれども、これはやってきたことの実績というものをずっと述べたわけございまして、何も殊さらに誇張したわけではございませんで、そのままこういうときにはこういう考え方で、そしてこれが今寒河江市の中で、あるいは山形県の中に生きておるんだということ申しあげたところでございまして、市の発展につながるものだったかと思っております。

それから、給食でございますけれども、これは石川議員の質問をとらえまして、私の判断と考えるところを答弁申しあげたところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 もう少し、質問の中身をとらえてお答えいただきたいというふうに、まずお願いをしておきたいというふうに思います。

行政改革、行財政改革について、私は第1問で申しあげましたけれども、財政が厳しくなったからというふうに受けとめられるがというふうに、市長前置きなさいました。私は決してそんなことを言っておりません。こういう時期だからこそ、それにとどまらず分権に目を向けた改革の視点を持って、地方行財政改革を行うべきだというふうに私は言っているんです。私の言い方が悪かったのか、市長の受けとめ方が悪かったのか、多分私は後者だというふうに思います。もう少しきちっと受けとめていただきたいというふうに思います。

それから、民主度を上げる意味で行政改革はやるべきだというふうな、私は視点を申しあげて、それについて市長は、四つの要素については念頭から考えておって、ずっとやってきたというようなことであります。それはそれで市長がそのとおりでするならば大変結構なことでもあります。しかし、これまで私たち、透明度の点について、説明責任について、あるいは市民参加の点で、あるいは公正公平という平等の点で、いろいろこの議会でも御質問を申しあげてきたとおりであります。市長の言われてきたことが、それを是とするわけではありませんでして、したがってそれをさらに向上させるような改革をすべきだというふうに思って申しあげたところでございます。

ぜひ、そういうふうにお考えになっていただきたい。市長がやってきたことをどうのこうの言っているわけではなくて、そういうふうな前向きな、これからの本当に住民主体の行政というものを考えるとすれば、それを考えなければ今までやってきたなんていうふうに終わらせておいたならば、改革も何もあったものではないと、こういうことなんです。それをさらに、民主度を高めるための要素として挙げたわけですから、具体的にそれを示していくとか、あるいは議員の言うことを、ではもっと検討してみようとか、何かもう少し色のつけた答弁があってもよさそうなんです、やってきたというふうに言われると、改革というのはないですね、もう。その点はぜひ真剣に受けとめていただきたいというふうに思います。

あと、それから最上川緑地公園の問題に関して市長から御答弁がありました、あずまやとかなんかだけをとり私、端的に申しあげましたが、それはさほどそんなに大きい問題ではないというふうに申しあげましたけれども、全体をああしたところにそういう大きな事業を、大きな財政を投下してやるのはどうなのかということで申しあげたつもりであります。

あの羽越水害で、1回しか冠水したことがないし、あそこは水がぐるりと曲がっているから上がらないとか、いろいろ言われました。しかしことしのような水害を見て、多分市長と言えども全国的な水害を見て、肝を冷やしたのではないかなというふうに私は率直に思っております。超大型なんて、ここだけは避けてほしいと思うのが、私もそうですから市長も多分そうだったでしょうというふうに思っているんですが、そういう意味では少し肝を冷やしたのではないかなというふうに思っております。内容はわかりませんが、こうしたことが1回あったわけですから、有史以来なんていうのは何度となく多分あったというふうに思うんです。したがって、今後も必ず冠水することがあるでしょうということだけを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、私どもいろんな問題を指摘すると、このとおりやっている、やってきた、市民参加もやった、透明性の確保についてもやっている、公正もやったと、こういうふうに言われます。それはそれで市長もやっていることに対して、一々どうのこうの言うつもりはありません。それではもう少し、公正と透明性の確保について議論を深めていきたいというふうに思います。

要するに、一般概念としては、この公正という、あるいは透明性というのはなぜ出てくるかということ、行政を

決定する際に私的なものや独断を疑われるようなことはないようにというようなことであるというふうに思います。要するに、不平等の取り扱いはしない。そうするためには一方的な偏った情報ではなくて、いろんな情報を的確にとらえるということが必要かというふうに思います。

それから、透明性の確保については、情報公開のいわゆる度合いといいますが、民主的な考え方からすれば、住民の視点に立った意思決定過程などが明らかにされるような、透明化されるような考えに立つべきだということとであります。行政の手の内は見せないなんていうのは古くさい考え方で、いずれ通用しなくなるというふうに思います。ましてや市民参加、住民参加なんて言う市長であれば、そんなことはまさに通用しないというふうに私は根から思っていますけれども、原則公開とするような視点で改革を踏み込んでなすべきだというふうに思っておりますので、見解を承りたいというふうに思います。

それから、職員管理とそれから組織改革について市長から御答弁がありました。さらに続けたいというふうに思います。

先ほど申しあげましたように、最近の市役所の機構を見ますと少し頭でっかちになっているような気がします。要するに、役付職員が非常に多くなっていることとあります。先ほど横出しというような言葉で言いましたが、相撲で言えば張出大関とか張出横綱とかというふうな、いわゆるそういうふうに私は認識していますけれども、こういう形でいきますと、いずれ部長制のようなものを取り入れなくてはならなくなるのではないかなというふうに思っております。

職員数をふやさないでの組織管理というような考え方からしますと、私は逆行しているように思われてなりません。むしろ高生産あるいは低コストというふうなことで、住民福祉を向上させるというふうな考え方からすれば、何と言いますか、そういうことをやはりきちっと組織を改革して、改めていく必要があるのではないかなというふうに私は思っております。

私はこれはうがった見方もわかりませんが、これはもしかしたら市長の多選による弊害なのかなというふうにも思っておりますけれども、それはもしかしたら私のうがった見方でしょうか。

それから、職員の能力というようなことを、市長がそのとおりだというふうに言われました。市長からそのとおりだと言われるのはめったにないことで、大変私もそういうことでは何といいますが、胸弾んでおるわけですが、ただそこで私の見解を少し述べたいというふうに思いますが、職員の能力と業績の評価については、私は必要であるというふうに思っております。しかし、現在の職場秩序は上下の一方的なもので、要するに職務上の階級制のもとでこの職場において、人間的には服従関係になっているというふうに私は思っております。

しかし、そうはいっても上司が部下を評価するようなものを廃止するわけにはいきませんので、それは管理職には管理職としての責任がありますし、評価が主観的になるという危険性があります。しかしそれは、別の意味で是正をする必要があるというふうに私は思っています。職員も管理職、課長等を評価をする制度を取り入れるべきだというふうに思っているんです。

議場の皆さんは、何をばかなことを言っているんだというふうにお思いいらっしゃると思います。職場の秩序が乱れるのではないかというふうに思っている方もおられると思います。あるいは、課長なんかもそんなふうにはされては困るなというふうに、率直に思っている方もおられるかも知れません。管理して、指導し、束ねられている職員が直属の課長を、管理能力を評価するということで、管理職としての的確な判断能力があるのかどうか。職場を統率していくにふさわしいのか。あるいは公正に指導力を発揮しているのかどうか。こういったことを、やはり見きわめられるのではないかなというふうに思っております。

それは、もちろん匿名や何かではなくて、きちっと名前を書いてお互い双方の評価をする。こういうふうな制度を取り入れることによって、職場は働きやすくなるのではないかなというふうに思っているところでありま

す。

それからもう一つ、言ったついでに申しあげます。

職員の採用等、いわゆる人事についてであります。これは前にも何回も申しあげました。有能な職員を採用するには枠を広げる。これは当たり前のことですね。したがって、住所要件はなくす。それは議論の余地はないというふうに思います。ますます厳しくなるこの行政というふうな中で、それは多分市長も議論の余地はないでしょう。要するに、採用してから寒河江市に居住していただければいいのであって、市長いわく住みやすい寒河江であれば、多分採用した他の市町村からの人間も、寒河江に住んでいただけるはずであります。

それから、もう一つ。年齢条件をやはり私は上げるべきだというふうに思います。民間等でいろんな仕事をしてきた人、こういう人をやはり年功序列なんて考えないで、ある意味ではそうした人を職員に採用することが、活性化を図れるのではないかなというふうに私は思っております。

それから、異動についてであります。これも前に言ったかというふうに思います。適材適所というのは、一言でごまかされているといいますが、いい表現なんです。これほど人をごまかしやすい言葉はないですね、というふうに私は思っております。3年ないし5年ぐらいで大体異動するわけですが、私は本人の希望も取り入れて、異動を行ってはどうかかなというふうに思っております。私たち北海道のニセコ町に行政視察に行ったことがありました。ニセコ町の逢坂町長いわく、本人の希望を取り入れて人事の異動をやっているそうです。彼によれば100%とはいかないけれども、80%は希望どおりになっているのではないかというお話でありました。その効果はと聞きましたところ、意欲と責任感が全然違うというようなことありますので、これらについてぜひ市長から御見解を承りたいというふうに思います。

それからもう一つ、人事政策についての市民参加の件であります。

これも、前に申しあげたかもわかりません。採用の人事評議会みたいなものをつくって、要するに市長の人事を補佐する制度といいますが、そういうふうな制度になるというふうに思いますが、例えば採用の際、面接を行うときに、市長とか助役とか、関係する課長も入っているかもわかりませんが、多分やっているというふうに思います。それを既に外部の人にゆだねているところが全国で出てきております。そういう人方は何といいますが、余りとらわれないものですから、こういう人に職員になってほしいということで、物事を正確に判断するといいますが、より公正に判断ができる。少なくともそうすることによって、縁故採用などというような話は聞かれなくなるというふうに私は思っております。

こうしたこと、さまざま取りとめもないといいますが、余りなじみのないことも申しあげましたが、それはこれからの行政をつくっていくために、一つの改革と処すべきものではないかなと。改革として取り上げて対処すべきものではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそうした点で市長の御見解を承っておきたいというふうに思います。

それから、20年の総括についてです。

私は、反省点というのは市長にはなかったのかなと、こういうふうに申しあげたのであります。謙虚にいろんなものを、行政を20年間やったわけですから、いいことも悪いことも、失敗したことも成功したこともあるというふうに思います。そうしたことをみずからの口からこういう反省点があったなと、こういうふうに言われるのかなというふうに思いました。しかし、そうした点は残念ながら言われませんでした。

つけ加えて申しあげますが、中学校給食については現在の考え方を申しあげたというようなことでございました。どうしてそうした心境の変化が起きたんですかということ、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、事務事業評価について、ちょっとさっき忘れしたので申しあげますけれども、一つの制度として

確立しておかないと、やるものとやらないもの、これつまみ食いになってしまうんですね。前にも何かでつまみ食いというふうに言いましたけれども、行政にとって都合の悪いことはやらなくなってしまふんです。したがって、例えば事務事業の評価制度に照らして、例えばクア・パークなんかはどうなのかなとか、こういうふうにいるんな面から、やはりつぶさに検討すべきではないかと申しあげて、今例えばの話で申しあげましたけれども、全部が全部いいことばかりではありません。

そうしたことをやはりきちっと踏まえて、その事務事業評価についても本当に真剣に市長には受けとめていただきたいというふうに考えておりますので、その行革の中での事務事業の評価について、そうした制度をつくるということに対して、改めて御見解を承って、私の3問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また3問で、何点かの御質問がございました。

同じようなことを何回も言われましたので、また繰り返しのようになりますけれども、第3問では財政的に厳しいからというようなことに対して、そういうことではなくて、何といいますが、地方分権の時代に考えて、事を考慮しながら行財政改革もやらなくてはならないのではないかなと、こういうまず質問でございますが、これは第2問での答弁のとおりでございます。

それから、また四つの視点とありました。私は、この四つの視点につきましてはそのとおりだと思いますから真剣に受けとめておりますし、これからもそのように取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、緑地のことでございますけれども、前に述べたような観点から計画した事業でございます。

それから、この4点のことですけれども、また2回も繰り返し答弁を求めたようでございますけれども、今言ったように私としては、この点は心して取り組んでおるところでございますし、今後ともその気持ちには変わりはありません。

それから、職員管理でございますか。頭でっかちになったのではないかと、部長制というようなものも考えるのかとかいうようなことでございますし、あるいは能力評価というように何をどう考えるのかとか、あるいは課長評価というようにものも採用することが必要ではないかというようにございまして。

能力評価というのは、非常に難しいのでございまして、これもいろいろ民間におきましても官公庁におきましても、専門的な人事、前の自治省とかあるいは人事委員会とか、そういうところでも取り上げておりますけれども、これというものが非常に出てこない。人間が人間を裁くといいますが、人間が人間を評価するものですから、非常に厳しいということが出てくるわけでございまして、そういうことで自己評価という手法を用いたり、あるいは部下が上司を評価するというようなことまで考えられてきているわけでございまして、勉強させていただきたいものだなと思っております。

それから採用のときの住所要件とか、あるいは年齢条件とかの緩和というような話がございましたけれども、御意見として承っておきたいと思っております。

それから、人事異動のことでございますが、適材適所と。適材適所というようにすることは、非常に言うは易しいけれどもまやかしい面も出てくるのではないかと、こういうような話もございましたけれども、やはり適材適所としかいいようのないものが人事異動でございまして、やはりこれは人をどこに異動する、この人をこちらで使ってみたいとかということで、あるいは本人の御希望もあるわけでございますから、そういう中でいかに組織をうまく動かす、仕事を円滑に運ばすということからいえば、やはり人事異動というように、やはりこれは難しさというものはありますけれども、それによって組織というものが新鮮なものになって、生き生きとしてくるというようなことになって、本人の励み、それが仕事のプラスになっていくということになるような人事異動を考えておるところでございます。

それから、外部の人によるところの面接試験というようにこととか、縁故採用ではないかというようなことを言いましたけれども、外部の人の、これは御意見として聞いておきたいと思っております。それから縁故採用というのは、全然なじみのないことでございます。本市の採用には、全然関係のないことでございます。

それから、給食の問題、それから施策の評価というようにことにつきましてのお話がございましたけれども、これも第2問で答弁申し上げたとおりでございます。以上です。

平成16年12月第4回定例会

散 会 午後3時52分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。